

呉市地域防災計画

(共通編)

総 則
災 害 予 防 編
災害復旧・復興編

令和 6 年 1 2 月修正

呉市防災会議

総 則

第1節 計画の方針	総-1-1~4
1 計画の目的	
2 計画の構成	
3 防災施策の基本方針	
4 計画の策定・修正	
5 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係	
6 計画の習熟・周知徹底	
7 細部計画の策定	
第2節 防災業務実施上の基本原則	総-2-1~2
1 市	
2 県	
3 指定地方行政機関	
4 指定公共機関及び指定地方公共機関	
5 市域内の公共的団体	
6 防災上重要な施設の管理者	
7 市及び防災関係機関等	
8 市民	
9 市防災会議	
第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱	総-3-1~8
1 市	
2 県	
3 県警察	
4 指定地方行政機関	
5 自衛隊	
6 指定公共機関	
7 指定地方公共機関	
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
第4節 呉市の概況	総-4-1~4
第1 自然的条件	総-4-1
1 地勢	
2 地質	
3 気候	
第2 過去の気象災害	総-4-2
1 雨	
2 風、高潮	
3 地震	
第3 災害の想定	総-4-3~4

災害予防編

第1節 方針	予-1-1~4
1 計画	
2 市民と市との連携	
第2節 風水害予防計画	予-2-1~16
第1 浸水・波浪・高潮災害の予防	予-2-1~3
1 河川等の氾濫防止対策	
2 洪水浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難確保対策	
3 波浪・高潮災害の防止対策	
第2 土砂災害の予防	予-2-4~6
1 土砂・地盤災害の予防	
2 崖崩れ・山崩れ災害の防止対策	
3 土石流災害の防止対策	
4 液状化の予防対策	
5 造成地の予防対策	
6 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難確保対策	
第3 津波災害の予防対策	予-2-7~9
1 津波に対する予防	
2 津波監視、情報伝達体制の整備	
3 避難場所・避難路等の選定や整備	
4 津波防災思想の普及	
5 津波災害危険区域内における円滑かつ迅速な避難確保対策	
第4 風害の予防	予-2-10~11
1 風害予防対策	
2 樹木対策（街路樹・公園樹等）	
3 屋外広告物及び道路占用物件対策	
4 建築物対策	
5 公共工事・公共施設対策	
6 電柱・電線対策	
7 フェンス・ブロック塀等対策	
8 高潮対策	
9 竜巻対策	
第5 急傾斜地対策事業・治山事業等の推進	予-2-12
第6 帰宅困難者対策	予-2-13~14
1 予想される事態	
2 対策の基本方針	
3 平常時における対策	
第7 孤立集落における災害予防対策	予-2-15~16
1 孤立予想集落の現況	
2 通信手段の確保	
3 物資供給、救助・救援体制の確立	
4 孤立に強い集落づくり	
5 道路寸断への対応	

第3節 火災予防計画	予-3-1~4
1 火災予防査察の強化	
2 防火管理制度の推進	
3 高層建築物の火災防止対策	
4 防火対象物定期点検報告制度の推進	
5 防災管理点検報告制度の推進	
6 住民、事業所に対する指導、啓発	
7 林野火災の予防対策	
8 地震等の予防対策	
9 消防力の充実	
10 広域消防応援体制の整備	
第4節 都市構造の防災化	予-4-1~10
第1 防災的な土地利用の推進	予-4-1
1 市街地再開発事業等の推進	
2 開発等に伴う指導・誘導	
第2 建築物の不燃化の推進	予-4-2
1 防火、準防火地域の指定	
2 建築物の不燃化	
第3 防災空間の確保	予-4-3
1 都市計画道路の整備	
2 公園緑地の整備	
第4 建築物・公共土木施設、危険物施設、農業漁業施設等の災害予防の推進	予-4-4~10
1 防災上重要な建築物の安全化	
2 建築物・工作物等の安全化	
3 ライフライン施設の安全化	
4 交通施設等の安全化	
5 海岸施設の安全化	
6 港湾施設の安全化	
7 急傾斜地の安全化	
8 危険物施設等の安全化	
9 農林漁業施設の安全化	
10 文教施設等の安全化	
第5節 防災活動体制の整備	予-5-1~4
第1 災害対策本部体制等の整備	予-5-1
1 初動体制の整備	
2 災害対策本部等の整備における留意事項	
3 男女共同参画の視点からの対応	
第2 広域応援協力体制の整備	予-5-2
1 他の市町・消防本部間の相互協力体制の整備	
2 自衛隊との連携協力体制の整備	
3 防災関係機関・民間団体等との連携協力体制の整備	
第3 災害救助法等の運用体制の整備	予-5-3
第4 複合災害体制の整備	予-5-4

第6節	情報管理・広報体制の整備	予-6-1~6
第1	情報収集・連絡体制の整備	予-6-1
第2	情報通信設備の整備	予-6-2~3
1	防災行政無線	
2	消防・救急無線	
3	非常通信	
4	衛生通信ネットワークシステム	
5	画像伝送システム等の活用	
6	その他の通信設備の整備	
第3	予警報伝達体制の整備	予-6-4
1	非常無線通信の利用	
2	防災情報メール等の活用・充実	
3	全国瞬時警報システムの活用	
第4	県防災情報システムの運用体制の整備	予-6-5
第5	広報体制の整備	予-6-6
1	市民等への的確な情報伝達体制の整備	
2	報道機関との連携体制の整備	
3	災害用伝言ダイヤルの活用体制の整備	
第7節	避難体制の整備	予-7-1~16
第1	避難指示等の基準の策定	予-7-1~5
1	避難指示等と避難行動	
2	「避難情報の発令・伝達マニュアル」の作成	
3	避難指示等の発令・伝達の基本姿勢	
4	避難指示等についての注意事項	
5	ハザードマップの作成	
第2	避難体制の整備	予-7-6~14
1	方針	
2	避難計画の策定	
3	避難誘導体制の整備	
4	指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び周知	
5	在宅避難者及び車中泊避難者の支援体制の整備	
6	避難所の管理運営体制の整備	
第3	広域一時滞在に係る整備	予-7-15~16
第8節	救助・救急体制の整備	予-8-1~2
1	救助・救急体制の整備	
2	救助・救急・救難資器材等の整備	
第9節	医療、防疫・保健衛生体制の整備	予-9-1~2
1	災害拠点病院等を中心とした災害医療支援体制の整備	
2	災害対策本部、消防及び医療機関相互の連絡体制の整備	
3	救護所の設置及び運営	
4	医薬品等の備蓄及び供給体制の整備	
5	防疫・保健衛生体制の整備	
6	保健医療福祉活動体制の整備	

第10節	交通確保・規制、輸送体制の整備	予-10-1~4
1	交通確保・規制体制の整備	
2	輸送体制の整備方針	
3	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	
4	緊急輸送のための道路・港湾の障害物除去体制の整備	
第11節	防災拠点の整備	予-11-1~8
第1	地域防災拠点づくり	予-11-4~5
1	地域防災拠点の整備方針	
2	地域防災拠点の機能強化	
第2	防災中核拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実	予-11-6~8
1	防災中核拠点の整備	
2	地区防災拠点の整備	
3	広域防災拠点の整備	
4	防災施設の充実	
第12節	災害対策資機材等の備蓄体制の整備	予-12-1~6
第1	基本的事項	予-12-1~2
1	目的	
2	実施責任者	
3	災害対策資機材等の対象	
4	実施方法	
第2	備蓄及び調達体制の確立	予-12-3~6
1	食料	
2	飲料水	
3	生活必需品等	
4	生活用水	
5	医薬品等医療資機材	
6	防災資機材	
第13節	災害廃棄物等の処理体制の整備	予-13-1~4
1	災害廃棄物処理体制の整備	
2	し尿処理体制の整備	
3	応援協力体制の整備	
4	市災害廃棄物処理計画の策定	
第14節	自主防災体制の整備	予-14-1~2
1	重点実施項目	
2	基本的事項	
3	自主防災組織の充実・強化	
第15節	防災訓練	予-15-1~2
1	防災訓練の目的及び概要	
2	防災訓練の種類・指導体制	
3	防災訓練時の交通規制	
第16節	防災教育	予-16-1~4
1	実施内容	
2	普及内容・実施方法	
3	学校における防災教育	
4	災害教訓の伝承	

第17節	災害ボランティア活動の環境整備	予-17-1~2
1	実施内容	
2	災害ボランティアの活動内容	
3	ボランティアの受入体制の整備	
4	災害ボランティアとの連携・育成・普及啓発	
第18節	企業防災の促進	予-18-1~2
1	事業所等の重点実施項目	
2	市が行う重点実施項目	
第19節	要配慮者の安全確保体制の整備	予-19-1~6
1	要配慮者に配慮した環境整備	
2	社会福祉施設・病院等における対策	
3	地域における対策	
第20節	動物の愛護と保護体制の整備	予-20-1~2
1	被災地域における動物の保護	
2	避難所における動物の適正な飼育	
3	動物愛護の活動方針	
第21節	調査研究	予-21-1~2
1	県の実施する地震被害想定調査への協力とその結果の活用	
2	その他の調査研究	
第22節	業務継続計画（BCP）の策定	予-22-1~2
1	方針	
2	業務継続計画の基本的な考え方	
3	災害時優先業務	
4	職員の参集予測	
第23節	呉港港湾事業継続計画（呉港BCP）	予-23-1~2
1	呉港港湾事業継続計画（呉港BCP）の基本方針	
2	実施体制	
3	対象とする範囲	
4	重要機能及び対象期間	
第24節	地区防災計画	予-24-1~2
第25節	広域避難の受入れに関する計画	予-25-1~2
1	方針	
2	被災住民の受入れ	
3	被災住民の受入れが不要となった場合	
4	県への支援要請	

災害復旧・復興編

第1節	災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施	復-1-1~2
1	災害復旧・復興体制の確立	
2	災害復旧事業計画の作成	
3	災害復旧事業の実施	
4	大規模災害時における復旧・復興	

第2節	生活再建等支援対策の実施	復-2-1~6
1	被災者の生活相談	
2	罹災証明の交付	
3	義援金、義援品の受付・配分	
4	融資・貸付その他資金等による支援	
5	雇用機会の確保（職業あっせん等の支援）	
6	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
7	観光産業への支援	
第3節	激甚災害の指定	復-3-1~2
1	激甚災害指定手続	
2	激甚法に定める事業	
3	激甚災害指定基準	

第 1 節 計画の方針

1 計画の目的

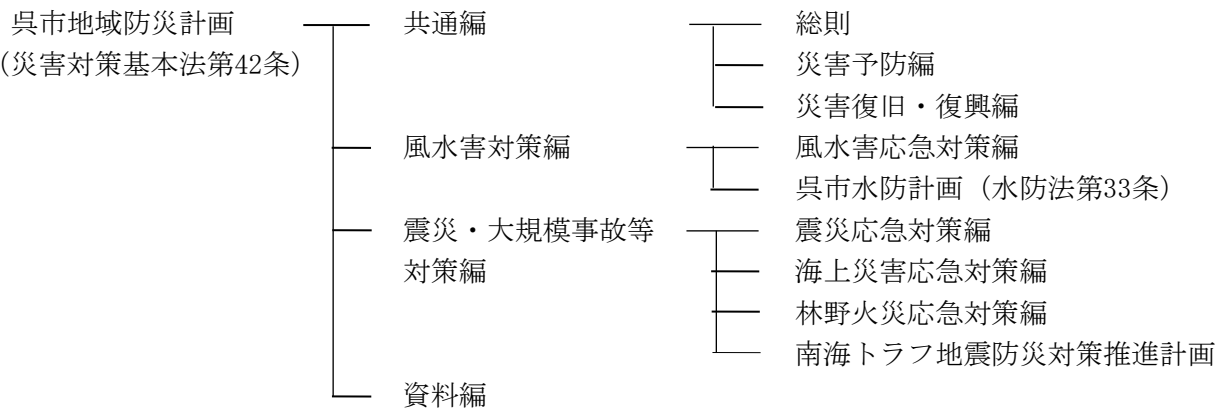
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき呉市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成するものである。

呉市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関し、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

※ 呉市防災会議関係資料については、「資料編」参照

2 計画の構成

この計画は、被害を最小限に止めるよう災害発生前に行う対策及び災害発生後の復旧対策を示した「共通編」、災害発生直後の市民・地域、事業者、行政の応急活動を示した「風水害対策編」、「震災・大規模事故等対策編」、地域防災計画に関連する参考資料をまとめた「資料編」で構成する。なお、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「呉市水防計画」及び南海トラフに係る地震防災対策特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」とも十分な調整を図る。



3 防災施策の基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害が少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災には、時間の経過とともに「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧・復興」の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、防災関係機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における防災施策の基本方針は、次のとおりとする。

【防災施策の基本方針】

	【周到かつ十分な災害予防】
災害 予 防 計 画	1 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。 (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。 (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 2 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。 (2) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。 (3) 市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。なお、災害ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 (4) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。 また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。 (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。 また、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

【迅速かつ円滑な災害応急対策】

- 1 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- 2 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
 - (1) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
 - (2) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
 - (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
 - (4) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
 - (5) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の提供、広域的避難収容活動を行う。
 - (6) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
 - (7) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (8) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動、感染症対策を行う。
また、迅速な遺体対策を行う。
 - (9) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
 - (10) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (11) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

災害復旧・復興計画	【適切かつ速やかな災害復旧・復興】
	1 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。 2 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。 (1) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。 (2) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (3) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。 (4) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。 (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

出典：防災基本計画（中央防災会議）「第2章 防災の基本理念及び施策の概要」引用

4 計画の策定・修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき策定する。なお、この計画を定めるに当たって、災害が発生した場合において本市が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

また、この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画、広島県水防計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画との整合性、関連性を有している。

6 計画の習熟・周知徹底

市各部局及び防災関係機関等は、平素から計画及びこれらに関する他の細部計画等の実現・習熟に努めるとともに、災害の対応能力を高める。

また、この計画のうち、特に必要と認めるものについては、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、市民への周知徹底を図る。

7 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（市地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、市各部局及び防災関係機関においてあらかじめ定めておくものとし、関係機関等との連携に基づく防災訓練等を通じ、必要に応じて適宜見直しを行う。

第2節 防災業務実施上の基本原則

市及び防災関係機関等は、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策、災害復旧など防災業務の実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。

2 県

県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行い、応急措置の実施については、市に対し適切な指示をし、必要と認めた場合は指定地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し応急措置の実施を要請し、又は求める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する業務又は事務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については市に対して勧告し、指導し、又は助言し、その他適切な措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

5 市域内の公共的団体

市域内の公共的団体は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努めるとともに、次のとおり市が実施する業務について市の要請に基づき協力する。

- (1) 農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等
被害調査その他の災害応急対策
- (2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療施設、社会福祉施設等
医療救護、被災者の収容等の応急救助
- (3) 女性会、赤十字奉仕団、社会福祉協議会等
炊き出し、飲料水の供給、被服・寝具の給（貸）与その他の応急救助
- (4) 防災協会、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ
防災思想の普及・啓発への協力
- (5) 自治会、連絡区、自主防災組織等の自治組織
市民の避難、警報の伝達、被災者の救護等の応急対策への協力

6 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみそれぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

7 市及び防災関係機関等

市及び防災関係機関等は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する配慮や男女共同参画（女性のニーズ）の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

8 市民

市民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

9 市防災会議

市防災会議は、市、県、県警察、指定地方行政機関、指定公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が行う災害対策が、相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 市

機関名	事務又は業務の大綱
呉市	(1) 災害情報の収集及び伝達 (2) 被害調査 (3) 災害広報 (4) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設 (5) 被災者の救出，救助等の措置 (6) 消防及び水防活動 (7) 被災施設の応急復旧 (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置 (9) 被災児童，生徒等に対する応急教育 (10) 市内における公共的団体及び市民の防災組織の育成指導 (11) 災害時におけるボランティア活動の支援 (12) 被災建築物応急危険度判定（震災時） (13) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時） (14) 広島地方気象台と協力し，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

2 県

機関名	事務又は業務の大綱
広島県	(1) 津波警報等の伝達 (2) 災害情報の収集及び伝達 (3) 被害調査 (4) 災害広報 (5) 被災者の救出，救助等の措置 (6) 被災施設の応急復旧 (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置 (8) 被災児童，生徒等に対する応急教育 (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (10) 災害時におけるボランティア活動の支援 (11) 被災建築物応急危険度判定（震災時） (12) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時） (13) 広島地方気象台と協力し，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

3 県警察

機関名	事務又は業務の大綱
広島県警察本部 (呉警察署・広警察署)	(1) 災害情報の収集及び伝達 (2) 被害実態の把握 (3) 被災者の救出、救助等の措置 (4) 避難路及び緊急交通路の確保 (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持 (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視 (7) 危険箇所の警戒並びに市民等に対する避難の指示及び誘導 (8) 不法事案の予防及び取締り (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒 (10) 広報活動 (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	(1) 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用 (6) 津波警報等の伝達
中国四国防衛局	(1) 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 災害時における米軍との連絡調整
中国総合通信局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電波の管理及び電気通信の確保 (3) 災害時における非常通信の運用監督 (4) 非常通信協議会の指導育成 (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与及び携帯電話事業者に対する貸与要請
中国財務局（呉出張所）	(1) 被災復旧事業費の査定への立会 (2) 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 金融機関に対する金融上の措置の要請
中国四国厚生局	(1) 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
広島労働局（呉労働基準監督署・呉公共職業安定所）	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督 (2) 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務 (3) 災害時の就労対策

機関名	事務又は業務の大綱
中国四国農政局広島県拠点	(1) 農業関係被害の調査，報告，情報の収集 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給対策 (4) 災害時における家畜の管理，飼料供給の対策及び指導 (5) 土地改良機械の緊急貸付 (6) 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
近畿中国森林管理局	(1) 保安林，保安施設，地すべり防止施設等の管理 (2) 災害応急対策用木材の供給
中国経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気，ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品，災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類，高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設，電気施設，ガス施設等の保安の確保に必要な監督，指導
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 広島国道事務所呉国道出張所	(1) 直轄土木施設の計画，整備，災害予防，応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資器材，災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告，助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 (6) 災害時における交通確保 (7) 海洋汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は，申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
中国運輸局（呉海事事務所）	(1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 運送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 緊急輸送に関する要請及び支援
広島空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置 (2) 遭難航空機の搜索及び救難 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
中国地方測量部	(1) 地理空間情報の活用 (2) 防災関連情報の活用 (3) 地理情報システムの活用 (4) 復旧測量等の実施
広島地方気象台	(1) 気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備 (4) 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発 (5) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

機関名	事務又は業務の大綱
第6管区海上保安本部 (呉海上保安部)	(1) 情報の収集及び情報連絡 (2) 警報等の伝達 (3) 海難救助等 (4) 緊急輸送 (5) 物資の無償貸付又は譲与 (6) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (7) 流出油等の防除 (8) 海上交通安全の確保 (9) 危険物の保安措置 (10) 警戒区域の設定 (11) 治安の維持
中国四国地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集 (2) 家庭動物の保護等にかかる支援 (3) 災害時における環境省本省との連絡調整

5 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第13旅団 海上自衛隊呉地方総監部	(1) 災害派遣の準備 ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 イ 自衛隊災害派遣計画の作成 (2) 災害派遣の実施 ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施 イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (呉医療センター)(以下「呉医療センター」という。)	(1) 災害時における医療、助産等救護の実施
日本郵便株式会社(中国支社 (広島支店))	(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
日本郵便株式会社(呉郵便局)	(1) 災害時における災害特別事務取扱等の窓口業務の確保
日本銀行(広島支店)	(1) 災害発生時等における通貨の円滑な供給の確保 (2) 災害発生時等における現金輸送及び通信手段の確保 (3) 災害発生時等における金融機関の業務運営の確保、業務運営に関する指導等 (4) 災害発生時等における金融機関による非常金融措置の実施 (5) 災害発生時等における各種金融措置に関する広報
日本赤十字社(広島県支部)	(1) 災害時における医療、助産等救護の実施 (2) 避難所奉仕及び義援金の募集、配分 (3) 日赤関係医療施設の保全

機関名	事務又は業務の大綱
日本放送協会（広島放送局）	(1) 気象等予警報及び被害状況等の報道 (2) 県民に対する防災知識の普及に関する報道 (3) 被災者の安否情報，被災地域への生活情報の放送 (4) 放送施設の保守 (5) 義援金の募集，配分
西日本高速道路株式会社（中国支社）	(1) 管理道路の防災管理 (2) 被災道路の復旧
本州四国連絡高速道路株式会社（中国支社）	(1) 管理道路の防災管理 (2) 被災道路の復旧
西日本旅客鉄道株式会社（広島支社）	(1) 鉄道施設の防災管理 (2) 災害時における旅客の安全確保 (3) 災害時における鉄道車両等による救助物資，避難者等の緊急輸送の協力 (4) 被災鉄道施設の復旧
日本貨物鉄道株式会社	(1) 災害時における救助物資の緊急輸送の協力
日本通運株式会社	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社中国支店（以下「NTT西日本」という。）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）	(1) 公衆電気通信設備の整備と防災管理 (2) 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達 (3) 被災公衆電気通信設備の復旧 (4) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供 (5) 「災害用伝言板サービス」の提供
中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社（呉ネットワークセンター）	(1) 電力施設の防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 被災施設の応急対策及び復旧
KDDI株式会社	(1) 電気通信設備の整備及び防災管理 (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施 (3) 被災電気通信設備の復旧
ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信設備の整備及び防災管理 (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施 (3) 被災電気通信設備の復旧
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信設備の整備及び防災管理 (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施 (3) 被災電気通信設備の災害復旧

7 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
ガス供給事業者（広島ガス株式会社・社団法人広島県LPガス協会他）	(1) ガス施設の防災管理 (2) 災害時におけるガスの供給の確保 (3) 被災ガス施設の応急対策及び復旧
旅客、貨物運送業者 （広島県旅客船協会（瀬戸内海汽船株式会社他）・広島電鉄株式会社・広島バス株式会社・社団法人広島県バス協会・広島県内航海運組合・社団法人広島県トラック協会他）	(1) 災害時における旅客の安全確保 (2) 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力 (3) 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
民間放送機関 （株式会社中国放送・広島テレビ放送株式会社・株式会社広島ホームテレビ・株式会社テレビ新広島・広島エフエム放送株式会社）	(1) 気象等予警報及び被害状況等の報道 (2) 県民に対する防災知識の普及に関する報道 (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送 (4) 放送施設の保守
一般社団法人広島県医師会 （以下「広島県医師会」という。）	(1) 災害時における医療救護活動の実施
社会福祉法人恩賜財団広島県済生会 済生会呉病院（以下「済生会呉病院」という。）	(1) 災害時における医療等救護の実施

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人呉市医師会（以下「市医師会」という。）（呉市医師会病院）	(1) 災害時における医療救護等の実施
一般社団法人安芸地区医師会（以下「安芸地区医師会」という。）	
国家公務員共済会呉共済病院（以下「呉共済病院」という。）	
独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院（以下「中国労災病院」という。）	(1) 災害時における医療、助産等救護の実施
一般社団法人呉市歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）	(1) 災害時における歯科医療救護等の実施
安芸歯科医師会	
一般社団法人呉市薬剤師会（以下「市薬剤師会」という。）	(1) 災害時における医療救護等の実施 (2) 医薬品の調達、供給

機関名	事務又は業務の大綱
公益社団法人広島県看護協会 (以下「広島県看護協会」という。)	(1) 災害時における医療等救護の実施
呉市自治会連合会	(1) 災害時の避難などの一般市民に対する連絡など
呉市女性連合会	(1) 災害時の炊出し、救援物資及び義援金の募集その他救援活動
呉市赤十字奉仕団	
呉市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア団体への活動支援 (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金 (3) 要配慮者支援対策 (4) 要配慮者の安否確認
呉市民生委員・児童委員協議会	(1) 要配慮者支援対策 (2) 要配慮者の安否確認
病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	(1) 施設の防災管理 (2) 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者	(1) 施設の防災管理 (2) 被災施設の応急対策 (3) 施設周辺市民に対する安全対策の実施
社会福祉施設等の管理者	(1) 施設の防災管理 (2) 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策

(空 白)

第4節 呉市の概況

第1 自然的条件

1 地勢

市域の南と西は瀬戸内海に臨み、島、岬、湾入、河川、平地、山地など複雑な地形をしており、市域面積352.80㎢の中都市であり、市域面積に占める山林面積の割合は、約54%となっている。

市域は、東から野呂山(839m)、白岳山(358m)、灰ヶ峰(737m)、休山(500m)、茶臼山(283m)、天狗城山(292m)などの山々によって、安浦、川尻、仁方、広、阿賀、中央、吉浦、天応、昭和など各地区に細分され、これら山ろくの小規模な扇状地が市街地を形成している。

この狭あいな平坦地を西から二河川、堺川(中央地区)、黒瀬川(広地区)の主要河川が貫流し、その他各地区の各小溪流は、地形の特質から急こう配の溪谷となり、川幅も狭く、全長も非常に短いものとなっている。

特に中央地区は、三方が山に囲まれたすりばち状となっており、平坦地が極めて狭小であるため、山ろくの傾斜地に民家が密集して山腹まで至っている。

また、倉橋島、上蒲刈島、下蒲刈島、豊島、大崎下島など安芸灘諸島を市域に含んでいる。

2 地質

地質は、わずかに灰ヶ峰山塊と野呂山山塊の一部が粘着力に富んだ石英斑岩系統であるのを除き、そのほとんどが花崗岩系統のものであり、低地は沖積土によって覆われている。

花崗岩系統のものは、容易に風化し、粘着力がなく崩壊しやすい。

この二系統によって、林相ははっきりと異なり、花崗岩地帯のほとんどは生育不良の林とした類でやせた土地が多いが、石英斑岩地帯は、かん木草類又は良く生育した針葉林である。なお、昭和20年9月及び昭和42年7月の大水害による山崩れ及びがけ崩れを調査した結果、そのほとんどが花崗岩地帯であった。

3 気候

市の気候は、瀬戸内気候の典型的なもので年間を通じて概して温和である。すなわち、年の平均値は、気温16.5℃、湿度68%、風速2.6m/sになっている。

また、夏冬通じて晴天の日が多く、年間の降水量の平均値は、1,417.2mmで、山陰地方の2,000mm、四国太平洋側の2,500mm程度に比べると500mm～1,000mmも少ない。

しかしながら、複雑な地形のため、梅雨前線や台風に起因する風水害や高潮災害がしばしば起こっている。

第2 過去の気象災害

市における昭和20年以降の主な災害を回数的に見れば、梅雨前線の大雨によるものと、台風による暴風雨、高潮によるものが、その大部分を占めている。

※ 異常気象及び主な気象災害については、「資料編」参照

1 雨

昭和20年以降の日降水量、最大値の順位は、次のとおりである。

順位	種別	発生年月日	降雨量
1	台風	昭和20年9月17日	221.8mm
2	梅雨前線	昭和42年7月9日	212.9mm
3	台風	平成17年9月6日	205.0mm
3	集中豪雨	昭和47年8月21日	205.0mm
5	梅雨前線	平成30年7月6日	190.5mm

雨の災害は、台風のほかに梅雨前線に伴う局地的豪雨によってかなり起こっている。

※ 過去の降雨状況については、「資料編」参照

2 風、高潮

台風による場合が、大半を占めている。

台風の中心が当地方付近（山口県東部や岡山県西部を含む。）を通過した場合に、大きな影響があることは当然であるが、少し離れて通っても当地方の西方を、すなわち、九州や朝鮮海峡を日本海へ進む場合には、南寄りの暴風が、長時間続き高潮が起こる公算が大きい。

3 地震

(1) 地震

明治38年に発生した芸予地震により、死者6名、家屋倒壊5棟の被害が発生しており、地震による被害と無縁とはいえない。

また、平成13年3月24日には、安芸灘を震源とするマグニチュード6.7の芸予地震が、死者1名、重軽傷者78名、全半壊家屋319棟の被害をもたらした。

※ 広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況については、「資料編」参照

【呉市における過去の主な地震と被害状況】

発生年	地震名	地震発生状況	被害発生状況	
		マグニチュード	死者	全壊建物
慶安2年（1649年）	安芸・伊予地震	7.0±1/4	不明	不明
貞享2年（1686年）	安芸・伊予地震	7～7.4	不明	不明
安政4年（1857年）	安芸・伊予地震	7.3	不明	不明
明治38年（1905年）	芸予地震	7.2	11名	56棟
昭和24年（1949年）	安芸灘地震	6.2	不明	不明
平成13年（2001年）	芸予地震	6.7	1名	58棟

(2) 津波

広島県は、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けた、日本有数の津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、平成22年2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で0.1m、平成23年3月に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、呉で0.3mの津波の高さを観測している。

第3 災害の想定

災害の種類は、台風、大雨などを原因とする風水害のように予知できるものと、地震、爆発、大火災、海上における大規模な流出油による災害などのように予知できないものとに大別することができる。

自然的条件その他周辺地域の特性を考慮するとき、最もその発生頻度の高いものとしては、台風、大雨による風水害が挙げられ、発生頻度は少ないものの被害が予想される地震があげられる。

また、広島県は、平成7年度及び平成8年度に実施した「広島県地震被害想定調査」をベースとし、社会的条件の変化や兵庫県南部地震後の学術的知見、平成13年の「芸予地震」の実際のデータなども踏まえ、平成19年度に県内で発生する地震被害を想定し直した。

さらに、平成23年3月の「東北地方太平洋沖地震」を踏まえた最新の科学的見地に基づき、地震被害想定を見直した。その報告書によると、呉市に影響を及ぼすとされる地震については、すでに明らかとなっている断層等を震源とする南海トラフ巨大地震を含む地震及び市役所直下を震源とする地震である。

したがって、災害の規模としては、近年において最も被害の大きかった昭和20年の枕崎台風、昭和26年のルース台風、昭和29年の洞爺丸台風、昭和30年の台風22号、昭和42年7月豪雨、平成30年7月豪雨、地震・津波による被害が最大となる南海トラフ巨大地震などの災害を基準として想定し、これら以上の大災害並びに地震にも対処できるよう、この計画を作成するものである。

【呉測候所開設（明治27年）以降の極値】

最低気圧	962.2hpa	大正7年（1918年）7月12日
最大風速	27.0m／sWSW	昭和30年（1955年）1月30日
最大瞬間風速	46.8m／s NE	昭和45年（1970年）8月21日
10分間降水量の最大値	24.0mm	昭和42年（1967年）7月9日
1時間 〃	74.7mm	昭和42年（1967年）7月9日
日降水量 〃	221.8mm	昭和20年（1945年）9月17日
潮位の最大偏差	169cm	平成16年（2004年）9月7日
最高潮位	282cm	平成3年（1991年）9月27日

（注）最高潮位は、東京湾平均海面上の値

※ 地震津波災害による被害想定については、「資料編」参照

(空 白)

第1節 方針

1 計画

この計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について定めるものとし、その内容は以下の各節に定めるところによる。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか国土強靱化地域計画（令和3年3月作成：第5次呉市長期総合計画第3編第3章）の定めるところによる。

2 市民と市との連携

災害対策基本法には、市、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者及び市民の責務が定められている。

これらが連携した防災対策を講じることにより「安全・安心なまちづくり」が可能となる。

災害に強いまちづくりは、行政機関や公的機関の責務として取り組むことはもちろんであるが、一方、防災の主体は住民自身であることから、「自分の命は自分が守る」という自覚を持って取り組むことによって実現できるものである。

したがって、以下の「市民と行政の役割分担」を前提として、市民と行政機関が連携して「安全・安心なまちづくり」の実現を目指すものとする。

(1) 安全・安心なまちづくり

本市では、地区自治会連合会や地区内の各種団体などで構成するまちづくり委員会（協議会）が「まちづくり計画」を策定している。

多くのまちづくり委員会（協議会）において、住民主体による「安全・安心なまちづくり」のための取組をこの計画に掲げ、自主防災体制づくりや災害に備えての清掃活動などに取り組んでいる。

こうした取組を推進するとともに、それぞれの地域において住民のニーズを把握し、地域内の人、物、施設などの資源を活かし、住民同士のふれあいや助け合いにより、誰もが明るく元気に、安全で、安心して暮らせるまちづくりを目標とする。

(2) 市民と市の役割分担

災害予防における市民と市の役割分担については、次のとおりとする。

区 分	市 民	市
個別建築物等の整備	○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修、防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における安全確保又は移転	○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修、防火構造化、地下空間への浸水防止 ○住宅耐震診断補助制度及び耐震改修助成事業の実施 ○民間建築物の耐震化に関する指導・助言 ○市有建築物の備品等の転倒・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等

区 分	市 民	市
市街地等の整備	○「まちづくり計画」における取組 ・公園，河川等の清掃活動 ・危険箇所の点検	○土地区画整理事業等の推進 ○道路・公園等（避難場所・避難所・避難路等）の整備 ○防火地域・準防火地域の指定 ○公共下水道等の整備 ○急傾斜地崩壊対策事業・治山事業・砂防事業・河川改修事業・農業用施設関係事業・道路災害防止事業・浸水防止事業・防空ごう処理事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導
資器材等の整備	○水バケツ・消火器の整備 ○救出用資器材（バール・のこぎり・ハンマー・ジャッキ等）の整備 ○応急手当用資器材（包帯・三角巾・消毒薬等）の整備 ○携帯ラジオ・懐中電灯等の整備 ○食料・飲料水，衣類等の非常持ち出し品の整備	○消防力の整備 ○消防水利（消火栓・耐震性防火水槽等）の整備 ○救助・救急体制の整備 ○医療・救護体制の整備 ○自主防災組織用資器材購入助成制度の整備 ○非常用食料・生活用品等の備蓄及び飲料水の供給体制の整備
訓練等の実施	○水バケツ・消火器等を使用した初期消火訓練の実施 ○救出用資器材を使用した救出訓練の実施 ○応急手当訓練の実施 ○避難（避難誘導）訓練の実施 ○避難場所・避難所・避難路等の確認 ○避難所運営訓練（避難所運営ゲーム※HUG：Hinansyo Unei Game）の実施 ○災害図上訓練の実施，防災マップの作成 ○地域での防災訓練の実施	○各種訓練等の指導及び助言 ・消火訓練 ・救出訓練 ・応急手当等の救急訓練 ・避難誘導等の訓練 ・避難所運営訓練 ・災害図上訓練 ・防災マップの作成 ・その他の防災訓練
協力体制の整備	○近隣の要配慮者の把握 ○自治会・自主防災組織と民間団体等との応援協定の締結 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	○他の地方公共団体・消防本部等との応援協定の締結 ○民間団体等の協力協定の締結 ○要配慮者支援のための全体計画・個別計画の整備

区 分	市 民	市
その他	○家族等の避難場所・緊急時連絡方法等の確認 ○避難所運営マニュアルの確認・協力 ○災害ボランティア活動への参加・協力 ○自主防災リーダーの育成 ○現金・預金通帳・印鑑・保険証等の非常持ち出しの準備 ○被災地域の復旧・復興事業への協力及び被災建築物等の再建	○災害状況・被災者支援等の情報収集・提供体制の整備 ○建築物の危険度判定体制の整備 ○各種専門家等の連携体制の整備 ○避難場所・避難所・避難路の整備 ○避難所運営マニュアルの整備 ○災害ボランティアとの連携・支援体制の整備 ○自主防災組織及び自主防災リーダーの育成体制の整備 ○市民の防災意識の啓発の実施 ○ライフライン復旧体制の整備 ○建設型応急住宅の設置場所の適地選定 ○罹災証明の発行体制の整備 ○災害救助法等に基づく援護等の体制整備と実施 ○被災した公共施設の早期復旧の実施 ○被災地域の復旧・復興事業の体制整備と実施

(空 白)

第2節 風水害予防計画

この計画は、洪水・内水氾濫・土砂災害、風害、高潮及び津波による災害を予防するために、必要な事業又は施設の整備について定める。

第1 浸水・波浪・高潮災害の予防

集中豪雨、強風等により河川の氾濫や海岸での高波等による被害を受けやすい区域について、河川堤防、海岸・護岸施設等の整備を計画的に行う。

1 河川等の氾濫防止対策

(1) 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握

市における河川等の重要水防区域及び危険な箇所については、「資料編」のとおりである。

(2) 雨水出水浸水想定区域の指定

市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(3) 治水対策の実施

時間雨量50mm 相当の洪水に対応できる整備を目標として、次の対策を講じる。

ア 内水氾濫対策

内水氾濫が予想される地区の周辺において、重点的に次の対策を行う。

- (ア) 自然流下により雨水を公共用水域に排除することが困難な地帯では、ひ門・ひ管の整備、ポンプ場の新設及び既設ポンプ場の能力増強等の整備に努める。
- (イ) 県管理河川に関しては、県に対し整備を要望するとともに、市管理河川の整備と下水道事業による雨水きよの整備に努める。

イ 外水対策

- (ア) 既設の排水きよ等からの逆流防止対策を推進する。
- (イ) 河川の改修事業については、国、県に事業促進を要望する。
- (ウ) 従来からの河川等の氾濫等を念頭にした川道拡幅、築堤、川床掘削等による河道の整備、遊水池、分水路等の建設を推進する。
- (エ) 既存河川施設（ポンプ場等）の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

2 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難確保対策

(1) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域ごとに、次の事項を定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

※ 伝達方法は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、広報車、電話又はFAX等による。

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ 主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時（以下「洪水時等」という）の円滑かつ迅速な避難を確保する

必要があると認められるものがある場合の当該施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

※ 要配慮者利用施設については、「資料編」参照

- (2) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域ごとに、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。

3 波浪・高潮災害の防止対策

(1) 海岸における危険予想箇所の把握・周知

県において指定された重要水防箇所及び地震被害想定等に基づき、津波ハザードマップ・高潮ハザードマップを作成し、インターネット、パンフレット等を通じて、津波が襲来した場合の予想危険区域や津波に関する知識の住民への周知を図る。

(2) 海岸保全施設整備の推進

海岸は、広島湾東側入口より広く安芸灘に面しており、海岸線の延長距離は、島しょ部を含め約300kmであり、地形上多くの岬の曲折する海岸である。

これらの海岸について、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設について、次のとおり整備を推進する。

ア 被害の想定条件

海岸法（昭和31年法律第101号）の制定に伴い、国においては既往の資料から自然条件を調査し、それを基本として、全国の海岸の潮位、波高、護岸及び天端高が決定されている。

したがって、台風時の想定条件としては、この数値によるものである。

潮位	設計高潮位は、既往最高高潮面とする。
波高	波高の計算については原則として、既往の観測に基づいて最大波を推定するのであるが、この観測資料がないため、内海の深海波の推定方法（S. M. B法）により沖波を計算し、これに水深、曲折、回折、砕波の影響を考慮し、護岸の前面の波高を決定する。
護岸天端高	護岸天端高は、護岸の形状に応じて護岸前面の水深、波の特性、護岸背後の陸地の経済的条件及び既設天端高を調整して決定する。

以上の結果に基づき、これに対処できる計画を作成する。

イ 海岸保全施設の概要と整備内容

海岸名	概要と整備内容
呉地区	・第一種漁港大屋漁港及び重要港湾呉港呉港区があり、呉港区は軍港の発展とともに人工的に形成された海岸である。 ・この海岸は、地形的には前面に江田島、倉橋島を控え、圍繞されているため、風波の影響は少ないが、海岸施設が老朽化し、石積構造のため強烈的な波圧を受けるには不十分で、かつ、天端高が低いため、満潮時と台風襲来時が一致すれば被害が予想される。よって、現有護岸の補強、かさ上げなどの防止事業を推進する。
広島地区	・この海岸は、呉港の中央部に位置し、港湾区域の広島地区に当たる地区で、中央を貫流する黒瀬川の河口に新開干拓地として形成され、その後海軍工廠及び航空廠の建設により造成された海岸である。 ・この海岸は、地理的に四国を対岸としているため、風波の影響は最も大きく、ルース台風、昭和30年22号台風及び平成3年19号台風においては、海岸施設の被害を受けたものである。 ・この海岸は、黒瀬川のデルタ地層の堆積によって形成されたため、主として軟弱地盤であって、過去において構造物及び背後地盤の沈下が一部地区に起きた徴候がある。よって、この海岸は、地盤の調査を行い、基盤改良工法を選定しながら、海岸施設の補強及びかさ上げを行う。なお、この地区には、第一種漁港情島漁港がある。

海岸名	概要と整備内容
仁方地区	- この海岸は、呉港の東部に位置し、港湾区域の仁方港区に当たる地区で古く、本地区一帯は塩浜であったが、昭和10年ごろから内貿商港として建設された海岸である。 - この海岸は地形的に上蒲刈島と下蒲刈島を対岸としているため風波の影響は少ないが、主として埋立てによって造成されているため、地盤が低く高潮時にはしばしば浸水し、被害を受けている。よって、護岸のかさ上げ、外水の排除等の浸水対策を推進する。
川尻・安浦地区	- この海岸は、仁方地区海岸の東部に接し、古くは小型船の潮待ち港として、また、南に面する瀬戸内海に浮かぶ島しょ部をつなぐ海の玄関口として建設された海岸などがある。 - この背後地域には、国立公園野呂山をはじめとした峰を擁し、海岸線に沿って延びた平坦地に生活空間を形成している川尻地区と、三津口湾に注ぐ野呂川等の河口域平坦地に生活空間を形成している安浦地区がある。 - このため、海岸背後の低地部における高潮・波浪による浸水被害等の発生が予想される。よって、機能不足及び老朽化施設の改良又は施設の新設を行い、災害に対する安全性の向上を目指した海岸づくりを推進する。なお、この地区には、地方港湾3港（川尻港・小用港・吉悪港）、第二種漁港安浦漁港がある。
下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区	- この海岸は、呉港東南部の島しょ部に位置し、古くは瀬戸内海の海上交通の要衝であり、瀬戸内の島々にみられる港を中心とした生活空間が形成されている海岸である。 - この海岸の北側は、地形的に仁方地区から安浦地区を対岸としているため、風波の影響は少ないが、南側は四国を対岸としているため、風波の影響が大きく被害が予想される。よって、機能不足及び老朽化施設の改良又は施設の新設を行い、災害に対する安全性の向上を目指した海岸づくりを推進する。なお、この地区には、地方港湾2港（蒲刈港・御手洗港）、第一種漁港2港（大地蔵漁港・原漁港）、第二種漁港豊島漁港がある。
音戸・倉橋地区	- この海岸は、呉港北部の島しょ部に位置し、古くから漁業を中心とした生活空間や海運業の基地港として建設された海岸であり、瀬戸内特有の多島美である入り組んだ海岸線や貴重な自然海岸を有している。 - この海岸の北部は、早瀬瀬戸を挟んで東能美島などの島々や呉地区海岸等を対岸としているため、風波の影響は少ないが、南側は四国を対岸としているため、風波の影響が大きく被害が予想される。よって、機能不足及び老朽化施設の改良又は施設の新設を行い、災害に対する安全性の向上を目指した海岸づくりを推進する。なお、この地区には、地方港湾5港（釣土田港・波多見港・奥内港・袋の内港・大迫港）、第一種漁港2港（田原漁港・長谷漁港）、第二種漁港2港（音戸漁港・倉橋漁港）がある。

※ 海岸保全区域については、「資料編」参照

第2 土砂災害の予防

1 土砂・地盤災害の予防

(1) 降雨等による土砂災害

降雨等により引き起こされる土砂災害（崖崩れ、山崩れ、土石流、落石等）は、梅雨前線や台風による集中豪雨、ゲリラ豪雨等により発生する場合が多く、人家等に壊滅的な被害を与える。

市域内には、特に山間地・海岸沿いの急傾斜地周辺において、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在する。

土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が県により行われている。

※ 土砂災害警戒区域等指定箇所については、「資料編」参照

県及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害警戒区域等の周知及び緊急時の避難体制の整備に努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

なお、土砂災害それぞれの特性は、次のとおりである。

崖崩れ・山崩れ	(ア) 崖崩れ、山崩れ、人口斜面の崩壊等を総称して斜面崩壊といい、斜面を構築する土、砂礫、岩盤等が剥落・転倒し、急速に崩壊・転落・落下する現象を指す。 (イ) 雨量、斜面勾配、斜面形、地質条件等を誘因として発生する。
土石流災害	(ア) 土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床等地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下等のケースがある。 (イ) 土石流の速度は早いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く、100mから数kmに達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力が強大になる。 (ウ) 一般的には、勾配が15度以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、かつ、勾配が15度となる地点より上流の流域海面が広いものが土石流の発生の危険度が高い。

(2) 地震による地盤災害

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。

地震による被害を予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質を十分理解し、自然条件に適した土地の利用形態となっているどうかを確認し、適していない場合は適正な土地利用を推進するとともに、土砂災害のおそれがある地域における被害軽減対策を講じる。

震災後は、地盤が緩んでいるため、風水害等の他の自然条件によっても土砂災害が発生しやすくなるため、二次災害の防止に向け、危険箇所の点検、降雨等の警戒基準の変更等を行う。

2 崖崩れ・山崩れ災害の防止対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握・周知

ア 関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所並びに市の定める避難所、避難路等の防災情報について、市民への周知に努める。

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定結果等を参考にして、崖崩れ、山崩れ災害の危険性等を把握し、土砂災害ハザードマップに指定避難所及び避難路等を示したものを作成して、関係地域の住民に周知する。

※ 県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち防災上緊急度の高いものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業を実施しており、同区域においては、崩壊を助長するような行為が制限されている。

※ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況については、「資料編」参照

(2) 警戒避難体制の整備

ア 危険度の高い急傾斜地の周辺において、保全・管理に関する住民への指導に努める。

イ 大雨警報等発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、広島地方気象台と県が市町単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が提供する土砂災害危険度情報等を参考として、「呉市避難情報の発令・伝達マニュアル」等に基づき、周辺住民等への避難情報等の周知徹底を図る。

広島県が提供する土砂災害危険度（警戒レベル）		
表示	危険度（警戒レベル）	状況及び避難の目安
黒	実況で特別警報基準超過 （警戒レベル5相当）	現在の降雨指標が、特別警報（土砂災害）基準を超過した状態。「命に危険が及ぶ土砂災害切迫」「土砂災害がすでに発生している可能性が高い」状態
最も濃い紫	実況で基準値超過 （警戒レベル4相当）	現在の降雨指標が、土砂災害発生危険基準を超過した状態。「この状態になる前に避難を完了する」「まだ避難していない場合は身の安全を確保する」状態
濃い紫	1時間後までに基準値超過 （警戒レベル4相当）	降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生危険基準を超過すると予測される状態で、「避難完了の目安」
紫	2時間後までに基準値超過 （警戒レベル4相当）	降雨指標が、今後2時間以内に土砂災害発生危険基準を超過すると予測される状態で、「避難開始の目安」。 「土砂災害警戒情報」の発表基準
最も薄い紫	3時間後までに基準値超過 （警戒レベル3相当）	降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生危険基準を超過すると予測される状態
赤	大雨警報（土砂災害）基準超過 （警戒レベル3相当）	現在・1時間先予測・2時間先予測の降雨指標が、「大雨警報（土砂災害）」の発表基準を超過した状態で、「避難に時間のかかる人は避難開始、それ以外の人は避難準備をする目安」
黄	大雨注意報基準超過 （警戒レベル2相当）	現在・1時間先予測・2時間先予測の降雨指標が、「大雨注意報」の発表基準を超過した状態

ウ 危険地域の住民に対し、急傾斜地の危険要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の主な危険要素	
危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1時間20mm以上・総雨量100mm以上の強い雨が降ったときなど
危険な場所	傾斜が30度以上、高さが5m以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、涌水、浮石など
危険な前兆	涌水、水みちの変化、涌水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴りなど

エ 土砂災害を防止するため、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制の確立に努める。

(3) 住宅等の建築制限

急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第39条第1項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。

3 土石流災害の防止対策

(1) 土石流危険渓流及び危険区域の把握、周知

- ア 関係法令に基づき県が指定する土石流危険渓流等並びに市の定める避難所、避難路等の防災情報について、市民への周知に努める。
- ※ 土石流危険渓流の状況については、「資料編」参照
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定結果等を参考にして、土石流災害の危険性等を把握し、土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

(2) 警戒避難体制の整備

- ア 大雨警報等発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、広島地方気象台と県が市町単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が提供する土砂災害危険度情報等を参考として、「呉市避難情報の発令・伝達マニュアル」等に基づき、周辺住民等への避難情報等の周知徹底を図る。
- イ 県防災情報システムの活用により、市民に対する指定区域、危険場所の啓発に努める。
- ウ 土砂災害を防止するため、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制の確立に努める。

4 液状化の予防対策

震災時には、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に被害をもたらす可能性がある。

地盤の液状化現象に関する調査研究について、県、各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の状況等の資料の整備を図る。

5 造成地の予防対策

- (1) 関係法令に規定されている開発許可、宅地造成許可、建築確認、特定開発行為の許可の審査並びに当該工事の施行に関する指導監督を通じて、災害防止に関する指導を行う。
- (2) 造成後は、違法開発行為の取締りや定期的な巡視や呼びかけを行う。

6 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難確保対策

- (1) 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を定める。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

イ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

- ※ 伝達方法は、防災行政無線・防災情報メール・緊急速報メール・広報車・電話又はFAX等による。

ウ 指定避難場所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

エ 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

オ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

- ※ 要配慮者利用施設については、「資料編」参照

カ 避難訓練の実施

- (2) 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、避難路等土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。

第3 津波災害の予防対策

現在想定されている南海トラフ巨大地震等による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき海岸保全施設や港湾施設等の整備を推進する。

また、津波監視・情報伝達体制及び避難場所・避難路等の整備並びに津波に関する知識の普及による防災意識の啓発等に努める。

1 津波に対する予防

(1) 海岸における危険予想箇所の把握・周知

県において指定された津波災害警戒区域、津波浸水想定区域、重要水防箇所及び地震被害想定等に基づき、津波ハザードマップを作成し、インターネット、パンフレット等を通じて、津波が襲来した場合の予想危険区域や津波に関する知識の住民への周知を図る。

(2) 海岸保全施設整備の推進

海岸保全施設は、本節第1、3(2)「海岸保全施設整備の推進」を準用する。

2 津波監視、情報伝達体制の整備

(1) 海面監視体制の確立

広島県の沿岸部に津波警報が発表されたときは、ライブカメラの活用や安全な地点での監視員による海面の監視を行う。

(2) 情報伝達体制の確立

ア 沿岸住民等への津波警報等の伝達手段として、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、広報車等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

また、住民に対しては、津波警報等の情報を入手したときには、率先して高台や一時避難場所等へ避難するよう呼びかける。

イ 沿岸部の孤立予想集落については、多様な通信手段を確保するよう努めるとともに、通信設備障害時に備えた自治会、自主防災組織、消防団員、アマチュア無線等によるバックアップ体制について検討する。

3 避難場所・避難路等の選定や整備

(1) 避難場所・避難路等の選定

住民等が津波襲来時に的確な避難を行うため、住民自らが緊急時の避難場所（高台、一時避難場所等）及び避難路を広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図を基に、事前に選定しておくよう指導する。

なお、選定に当たっては、地域の状況を十分考慮し、迅速かつ適切な避難ができるよう指導する。

(2) 避難場所（一時避難施設）の指定及び確保

周囲に高台等のない地域においては、公共施設及び事業所等の協力を得て、緊急時の避難場所（一時避難施設）を指定し、住民の安全確保に努める。

(3) 標識等の整備

ア 一時避難施設には、分かりやすい標識の整備に努め、住民にその内容を周知する。

イ 津波浸水想定区域等に存する学校・まちづくりセンター・自治会館・集会所等及び国道、県道、市道に、分かりやすい海拔標識を整備する。

4 津波防災思想の普及

津波を伴う地震発生時の対応方法として、次の内容の普及啓発を図る。

対象者	内 容
住民等	(1) 震度4以上を観測したとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れて高台等の安全な場所に避難する。 (2) 正しい情報をテレビ、ラジオ、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール等を通じて入手する。 (3) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、高台等の安全な場所に避難する。 (4) 津波からの避難は、徒歩を原則とする。 (5) 津波注意報の発表時においても、海水浴及び釣りは行わない。 (6) 津波は繰り返し襲来するので、警報、注意報が解除されるまで安全な場所から移動しない。
漁業従事者	(1) 船舶の安全対策を講じる。 (2) 津波による貯木材、養殖材、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害防止のため、港の利用者等と協議してマニュアルの整備に努める。
船 舶	(1) 震度4以上を観測したとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に避難する。 (2) 正しい情報をテレビ、ラジオ、無線放送、防災情報メール、緊急速報メール等を通じて入手する。 (3) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に避難する。 (4) 港外に避難できない小型船は、高所に引き上げて固縛する等最善の措置をとる。 (5) 津波は繰り返し襲来するので、警報、注意報が解除されるまで待避等を継続する。

5 津波災害危険区域内における円滑かつ迅速な避難確保対策

(1) 津波災害警戒区域ごとに、次の事項を定める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、津波災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

イ 情報の収集及び伝達体制

人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、住民からの津波到達状況や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

※ 伝達方法は、防災行政無線・防災情報メール・緊急速報メール・広報車・電話又はFAX等による。

ウ 一時避難施設その他の避難場所の開設・運営

津波災害に対して安全な一時避難施設その他の避難場所の開設、運営体制及び一時避難施設その他の避難場所開設状況の伝達

エ 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、津波等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

オ 要配慮者への支援

避難促進施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

※ 避難促進施設については、「資料編」参照

(注) 避難促進施設とは

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定に基づく津波災害警戒区域内にある以下に該当する施設で、津波によって30cm以上の浸水が想定されるもの。

社会福祉施設、学校、医療施設等、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

カ 津波避難訓練の実施

(2) 津波災害警戒区域ごとに、津波浸水想定区域等、一時避難施設その他の避難場所、避難路等津波災害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。

第4 風害の予防

台風、竜巻等に伴う強風や突風等による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講ずる。

1 風害予防対策

台風シーズンや強風が予想される時は、次の風害予防対策の実施を広く市民に呼びかける。

- (1) 樹木の剪定・支柱の補強
- (2) 看板、アンテナ、瓦、窓、扉、塀等の点検及び補修
- (3) 火災予防
- (4) 車両走行上の注意
- (5) 飛散、落下するおそれのあるものの固定、補修及び除去
- (6) 電線の断線等の注意
- (7) 気象情報への注意

2 樹木対策（街路樹・公園樹等）

- (1) 植栽後3年未満のもの及び被害を受けやすい樹木の剪定及び支柱等による補強・結束等により、倒木等の予防措置に努める。
- (2) 倒木のおそれのある樹木の把握及び倒木の予防措置に努める。

3 屋外広告物及び道路占用物件対策

倒壊、落下又は飛散等により、人・建物等に被害を与え、又は被害を拡大させると予想される屋外広告物や道路占用物件については、その実態把握に努め、物件の設置者、又は管理者に必要な防止措置を講じるよう指導を徹底する。

4 建築物対策

建築物の所有者又は管理者に対しては、風により倒壊・落下又は飛散するおそれのある外装材等の安全対策について周知徹底する。

市は、住宅の台風被害防止対策に関しては、沿岸部の人口集中地区など、特に大きな被害が想定される地区を中心に取組を進める。

5 公共工事・公共施設対策

市の関係する工事や公共施設については、設計段階から風害対策を考慮するとともに、点検等により必要な措置を講じ、人・建物等への被害の発生を防止する。

6 電柱・電線対策

中国電力ネットワーク（株）、NTT西日本等の電柱・電線の設置者は、風害対策の強化に努めるとともに、電線類の地中化事業の促進を図る。

7 フェンス・ブロック塀等対策

フェンス・ブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、技術的な指導・相談等に応じ、改善の促進を図る。

8 高潮対策

台風及び強風に伴う高潮については、警戒巡視を実施し、防潮扉の管理等必要な措置を関係機関に要請するとともに、高潮に伴う浸水について市民に注意を呼びかける。

9 竜巻対策

竜巻による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、竜巻などの激しい突風に関する気象情報や身を守るための知識について普及啓発を図る。

なお、気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	(1) 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する広島県気象情報」等の表題で予告的な気象情報が発表される。 (2) 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	(1) 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 (2) 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	(1) 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 (2) 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象状況が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	(1) 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 (2) 平常時を含めて常時10分ごとに発表される。 (3) 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

第5 急傾斜地対策事業・治山事業等の推進

次の各種事業・工事について、事業の円滑な推進を図る。

事業種別	概要と整備内容
急傾斜地対策事業	地形的に急傾斜地が多く、以前から防災事業の推進に努めてきたところである。 引き続き、豪雨による崖崩れから市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、危険度の高いものから防災工事の促進を図る。 ※ 急傾斜地崩壊危険区域については、「資料編」参照
治山事業	昭和20年枕崎台風及び昭和42年7月豪雨による被害については、主として県営により山腹、溪間工事などの復旧、改良、保安林整備事業を実施してきた。引き続き、復旧治山事業の拡大と早期施行を図るとともに、過去の災害実態に則し、山腹工事、溪間工事など被害を未然に防止する総合的な予防治山事業、保安林改良事業などの促進を図る。 また、国・県と連携し、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。 ※ 山地災害危険地の状況について、「資料編」参照
砂防事業	砂防指定地に対する山腹の崩壊、溪流の浸食を防止するため、堰堤の増設を始め、流路工の整備など砂防工事の推進を図る。 ※ 砂防指定地については、「資料編」参照
河川改修事業	2級河川13、準用河川41、普通河川419がある。洪水、護岸の崩壊等のおそれのある河川に対して、堆積土砂の浚渫、河床床張り、流路工、護岸の改良、補修など河川改修工事の促進を図る。 その際は、国・県と連携し、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進し、流域全体で行う持続可能な流域治水の取組により事前防災対策の加速化を図る。
農業用施設関係事業	近年の経済・社会の発展に伴い、都市化・工業化が進展し、環境の悪化、労働力の減少、農業就業者の高齢化を来し、生産基盤整備の立ち遅れとともに農地、農道の荒廃、水路、ため池の老朽化など降雨による災害の発生しやすい状態となっている。 このため、水路の改良を始め不良農道、老朽橋りょうなどの改良工事の促進を図る。
道路災害防止事業	地形の特質から、山間部、高地部を通る道路が多く、路肩や法面が崩壊する危険性が高い。 このため、国道、県道、市道に通じ、危険が予測される箇所について路側工、土留工など防止事業を推進する。
浸水防止事業	市域内各地区に散在する低地帯においては、排水が悪く、洪水による浸水被害をもたらしている。 このため、地区ごとに地形、地質その他流域諸条件を総合的に再検討し、水路の浚渫・改良、ポンプ施設など排水施設の整備、遊水池の浚渫・改良など浸水防止事業の促進を図る。
防空ごう処理事業	市域内の各所に現存する防空ごうについて、崩壊、陥没に起因する災害及び立入による事故防止のため対策工事を実施し、処理事業の推進を図る。
盛土対策事業	盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土については県と連携し、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。 当該盛土について、対策が完了するまでの間、必要になった場合には、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しを行う。

第6 帰宅困難者対策

沿岸部等には、事業所、学校及び商業施設が集中していることに加え、観光客が訪れる等、多くの流入・滞在人口を内包している。

災害により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予想される。

このため、帰宅困難者に対し、次のとおり情報提供、保護支援及び交通手段の確保対策を講じる。

1 予想される事態

(1) 群衆の発生

外出先で被災した場合、家族や自宅の状況等が不明なことから不安が増大することが考えられる。

特に、路上を移動中の者や買い物等で繁華街にいる者は、帰属する場所がないことから、無統制な群衆となって駅へ殺到する等、パニック発生の大きな要因となることが予測される。

(2) 安否確認電話の集中

阪神・淡路大震災では、最大で平常時の50倍の電話が集中し、電話がつながりにくい状態が発生した。

本市は事業所等が集中していることから、発災時には大きな混乱が予想される。

また、安否の確認ができるか否かは、帰宅困難者の行動パターンに大きな影響を及ぼすと考えられる。

(3) 帰宅行動の発生

通勤・通学手段は、大都市圏と比べ自動車に依存する割合が高いが、バスや鉄道も重要な交通手段であり、市街地を連絡する幹線道路や鉄道が不通となった場合、多数の徒歩帰宅者が発生し、時間の経過とともに増大すると考えられる。

(4) 帰宅困難者の発生

交通手段の途絶により即時帰宅をあきらめ、事業所や学校での残留を決意する者や、徒歩での帰宅を開始したものの帰宅が困難となり、保護が必要となる者の発生が予測される。

(5) 公的施設や民間施設等への集中

一時休息や情報収集のため、被災者が避難所や公共施設等へ集まることが予想される。

2 対策の基本方針

(1) 帰宅困難者は、その所属する事業所等の組織自らが対応することを基本原則とする。

発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅する者については駅等に殺到することがないように、安全確保に留意し、順次帰宅させる。

(2) 帰宅困難者は、多岐にわたる分野に課題が及ぶため、関係機関、事業所及び帰宅困難者の責務と役割を明確にし、分担して必要な対策を講じる。

(3) 事業所、学校及び関係機関と相互に連携・協力し、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞在施設の確保等について、支援体制の構築を図る。

3 平常時における対策

(1) 被害情報の収集・伝達体制の構築

関係機関と連携し、道路交通情報の収集に努めるとともに、防災情報メールや防災行政無線、ラジオ、テレビ等を活用した市民等への情報伝達体制を構築する。

(2) 安否確認手段の確保

個人の安否確認の手段としての災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。

(3) 水・食料の備蓄

事業所等に対し、従業員等の食料及び飲料水の備蓄を指導する。

(4) 帰宅困難者輸送手段の検討

交通事業者は、運行情報の提供や、代替バス運行方法、バスターミナルや駅での混乱防止策を検討する。

(5) 市民や事業所等への啓発

市民や事業所等に対し、むやみに移動を開始しないという基本原則を周知するとともに、次のとおり啓発を行う。

ア 市民に対し、徒歩帰宅時の経路、必要な装備、家族との連絡手段等の事前準備・確認の重要性について、研修や訓練時において啓発する。

イ 事業所等に対し、従業員の保護、情報の確保、安否確認や連絡手段の検討、食料等の備蓄に関する啓発を行う。

第7 孤立集落における災害予防対策

災害発生時において土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、集落における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

1 孤立予想集落の現況

(1) 孤立の定義

本計画において孤立の定義は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難若しくは不可能となる状態とする。

- ア 地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- イ 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- ウ 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- エ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

(2) 孤立の条件

集落の孤立可能性を判断する上で、上記の定義等に基づき、孤立の可能性の高い集落を抽出した。

※ 孤立予想集落については、「資料編」参照

2 通信手段の確保

(1) 通信施設の被災や輻輳等による障害に備え、災害時優先電話、防災行政無線、IP通信網、CATV網、衛星通信、アマチュア無線等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により集落の状況が把握できない場合に備え、自治会、自主防災組織、消防団員等の人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等のバックアップ体制を整える。

3 物資供給、救助・救援体制の確立

(1) 孤立予想集落の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり伝えるべき項目は、次のとおりとする。

伝達項目	- ア 負傷者の有無及び負傷程度 - イ 要配慮者の有無 - ウ 集落内の人数 - エ 備蓄状況（食料・飲料水・医薬品・毛布・生活用品等）
------	--

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立時の救助、避難、物資供給に資するため、ヘリコプターの離着陸適地を集落内及び近隣地域に選定確保するよう努める。

4 孤立に強い集落づくり

(1) 備蓄の推進

ア 食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により集落単位で7日間程度は自活できるような体制を目標に、公的な備蓄に加え、自治会、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者への配慮に努める。

イ 救援部隊の到着までに最低限の応急処置が取れるよう、常備薬、救助器具等の備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

ア 集落の人口に応じた避難可能な場所を、集落内に最低1箇所以上確保するよう努める。

イ ハザードマップの配布や孤立を想定した防災訓練を通じ、危険箇所、避難経路、避難場所、避難所等を周知する。

(3) 要配慮者の把握及び支援

平素より、要配慮者の実態を把握しておき、集落内における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等が連携を図る。

(4) 自主防災組織の育成・強化

消防機関等の到着までに適切な応急措置が行えるよう、集落内住民による自主防災組織の結成を推進するとともに、日頃から近隣者との連携を強化し、防災意識の啓発に努める。

5 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域な視点で優先順位の高いところから、耐震化及び土砂災害対策等の必要な施策を実施するよう努める。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う体制を整備する。

第3節 火災予防計画

この計画は、火災を未然に防止するための予防指導及び予防査察の実施、火災や地震などの発生に対処して、その被害を最小限に防止するために、必要な防災体制の整備、消防・救急・救助体制の強化について定める。

1 火災予防査察の強化

消防局は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき防火対象物、危険物施設及び条例対象物等の位置、構造、設備及び管理の状況を定期的あるいは随時に立入検査を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の管理等について、改善指導する。

2 防火管理制度の推進

消防局は、防火対象物の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- (1) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- (2) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- (3) 火気取扱いの監督、収容人員の管理
- (4) その他防火管理上必要な業務の実施

3 高層建築物の火災防止対策

高層建築物において出火した場合、特に消防活動及び避難に支障をきたし混乱を招くおそれがある。

このため、市及び消防機関は高層建築物の火災発生の防止と被害の軽減を図るため、建築基準法及び消防法等に基づき、建築物の構造、消防活動空地、消防水利、消防用設備等の設置及び防火管理等について指導し、査察の強化に努める。

また、消防計画の作成指導や防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

4 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防局は、多数の者が利用する防火対象物の関係者の防火に関する意識を高め、防火基準適合への取組を推進する。

5 防災管理点検報告制度の推進

消防局は、防災管理上必要な業務の対象となる建築物等の関係者に対して、大規模地震等の災害による被害を軽減するための取組を推進する。

6 住民、事業所に対する指導、啓発

消防局は、住民、事業所に対し、消火器等の使用方法、火気・電気等の器具・設備等の取扱いや安全装置付器具の使用などの普及を図る。

特に、住宅（共同住宅を含む。）における住宅用火災警報器の維持管理について周知を図る。

また、広報活動や初期消火大会・写生大会などの火災予防のための活動を通じ、防火意識の啓発を行う。

7 林野火災の予防対策

林野火災を未然に防止し、又は火災による被害を最小限にとどめるために、防火思想の啓発及び巡視体制の充実その他防火体制の整備を図る。

(1) 防火広報等の実施

市及び消防機関は、林野の関係者に対し、火災の予防上適正な管理と火入れその他火気の取扱い作業時等における遵守事項を確実に履行するよう指導する。

また、ハイカー等の入山者に対しては、防火標識等を所要の位置に設置し、防火意識を喚起するとともに、林野火災発生危険が予想される場合には、適宜又は期間を設定し、総合的な防火広報を実施し、林野火災防止に努める。

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防局は、消防力の強化のため、林野火災対策用資機材や防火水槽の整備を図る。

※ 林野火災対策用資機材については「資料編」参照

(3) 防火体制の整備

林野火災を未然に防止し、又は火災による被害を最小限にとどめるための防火体制の整備については、消防長が別に定める。

8 地震等の予防対策

(1) 住民・事業所等の消防活動体制の整備

市は、地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震等により火災が発生したときは、住民・自治会・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。

特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 市の消防活動体制の整備

市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震等発生直後の消防職員・消防団員の初動体制、初期消火活動、住民に対しての出火防止及び火災の延焼等を迅速に広報するための実施計画は、消防長が別に定める。

イ 地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況を迅速に把握できるよう情報収集の体制を整備する。

ウ 地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性防火水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路、海等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の把握に努め、消防水利の多元化を図る。

エ 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材及び消防ポンプ車等の消防機械・資機材の整備に努める。

オ 緊急消防援助隊の充実・強化を図るとともに、実践的な訓練の実施に努める。

カ 大規模特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を図る。

9 消防力の充実

市には、常備消防として消防局、消防署所を配置し、また、非常備消防として消防団を配置している。

各種災害に対応するため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）及び市の実情に応じて施設・設備の強化を図るとともに、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づいて、消防力の充実強化に努める。

※ 消防局、消防署所、消防団の配置については、「資料編」参照

(1) 消防資機材の充実

市街地の拡大、道路・交通状況など市の実態に対応した消防資機材の充実を図り、消防力を増強する。なお、消防機械及び消防資機材の現状は、毎年発行する「消防年報」に掲載している。

(2) 消防水利の確保

「消防水利の基準」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消火栓等の消防水利の整備充実を図る。

特に、耐震性防火水槽などの整備を図るとともに、池やプール、海、川等の自然水利と人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進する。

※ 消防水利については、「資料編」参照

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 地域の初期消火対応力の向上

「自分の命は自分で守る」という市民の防火意識を高揚し、消火器等を備えるとともに、防火用水の確保、風呂の水の汲み置き等を地域ぐるみで推進する。

また、工場、事業所等においても、自衛消防体制の強化を図るとともに、消防団や自治会、自主防災組織等と連携強化を図り、地域の防火組織体制の整備を推進する。

(5) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団詰所や消防車庫の整備、消防団車両・小型動力ポンプ・無線機などの防災資機材の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

10 広域消防応援体制の整備

大規模火災等の発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入体制の整備に努める。

(空 白)

第4節 都市構造の防災化

地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくりのため、防災的な土地利用、都市の不燃化、防災空間の確保などの整備事業や建築物・公共土木施設、危険物施設、農業漁業施設等の災害予防対策を推進する。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく防災対策を推進するものとする。

市では、各種法令・諸制度に基づく市街地再整備事業等の実施による適正な土地利用を進め、災害等に備えた安全な都市環境づくりを推進する。

第1 防災的な土地利用の推進

1 市街地再開発事業等の推進

都市における災害の防止を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進するほか、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業等を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

併せて、防災公園等、地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発、市街化区域内農地の計画的市街化を促進する。

※ 市街地再開発事業等の実施状況については、「資料編」参照

2 開発等に伴う指導・誘導

- (1) 都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法並びに建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可審査、宅地造成等の許可審査、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に関し、災害の防止についての的確な指導監督を行う。
- (2) 各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の指定

都市の重要施設が集中し、土地の高度利用を図るべき地区又は建築密度の高い地区については、防火地域又は準防火地域の指定を行い、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する防火措置を講じた耐火性能の高い建築物の建築を促進する。

※ 防火・準防火地域の指定状況については、「資料編」参照

2 建築物の不燃化

建築物の新築、増改築時においては、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火対策の指導を行うとともに、大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心とした既存の建築物等について、防火・避難上の設備の改善指導を行う。

第3 防災空間の確保

1 都市計画道路の整備

都市計画道路は、都市防災上必要な防火帯・避難空間の役割があり、災害発生時には次の機能を果たす。

これらの点を十分配慮して都市計画道路の整備を行う。

- (1) 避難場所への安全な移動のための避難路
- (2) 消火・救護のための通行路
- (3) 災害復旧のための活動空間

2 公園緑地の整備

公園は、災害時において市民の避難場所、あるいはヘリポートや物資集積等の基地としての活用や火災時の延焼を防止するオープンスペースとして防災上重要な施設である。

これらの点を十分配慮して計画的に公園緑地の整備を行う。

第4 建築物・公共土木施設、危険物施設、農林漁業施設等の災害予防の推進

災害時において、応急対策活動の拠点となる防災拠点施設、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ、一般建築物や工作物、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、水道等のライフライン施設、道路・橋りょう等の交通施設、砂防、治山等のその他の公共土木施設並びに文教施設において、安全性を確保し、災害の防止対策を推進する。

特に、地震発生による人的被害等を防止するため、「呉市耐震改修促進計画」に基づき、一般建築物をはじめ、防災上重要な建築物、多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進する。

1 防災上重要な建築物の安全化

(1) 市有建築物の耐震化

市は、防災上重要な建築物、不特定多数の者が利用する建築物、多数の者が利用する建築物等の市有建築物の耐震化の状況を基に、市全体の耐震化の目標設定を踏まえ、防災上重要なものから優先して計画的に耐震化を進め、災害時における防災拠点としての機能を確保するとともに、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

防災上重要な建築物には、災害応急対策に必要な建築物(本庁舎、市民センター等)、救護活動に必要な建築物(消防関係施設、保健所・福祉事務所、病院等)及び避難所として位置づけられた建築物(まちづくりセンター、集会施設、学校等)がある。なお、市民センター、まちづくりセンター、消防署、消防出張所等については、建替え等の時期に併せて、災害時の停電に備え、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源(太陽光発電設備、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等)の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

(2) 民間建築物の耐震化

市は、救護活動に必要な建築物(社会福祉施設、病院等)及び避難所として位置づけられた建築物(集会施設、高等学校、大学等)等の管理者に対し、耐震性の向上に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、耐震診断、耐震改修の指導に努める。

2 建築物・工作物等の安全化

(1) 建築物の耐震化対策

地震に対する建築防災に関する情報(耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等)の提供や広報活動、相談窓口の設置等を行い、市民や建築技術者の意識の啓発を図るなどの施策を総合的に推進する。

(2) 擁壁の崩壊防止対策

宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き宅地造成等規制法及び建築基準法に基づく安全対策を講じるよう指導する。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

避難路、スクールゾーン等特に安全性の確保を図る必要性のある地域を中心に、修繕、補強等の指導に努めるとともに、関係団体に技術基準の周知徹底を図る。

(4) 落下物防止・転倒防止対策

建築物の所有者又は管理者に対し、外壁、窓ガラス、屋外広告物等の落下防止対策について周知徹底する。

また、自動販売機や家具等の転倒防止のため、自動販売機の所有者や設置業者に対し必要な措置を講じるよう指導に努めるとともに、市民に対して家具等の固定方法等を周知するよう努める。

(5) 被災建築物の応急危険度判定制度の普及、啓発

地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかの判定活動を行う応急危険度判定制度について普及啓発を行う。

(6) 宅地の安全性の確保及び被災宅地の応急危険度判定の普及、啓発

市は、大規模盛土造成地の住宅や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成、公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップを作成、公表する。

また、呉市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、地震又は豪雨等により被災した宅地が引き続き安全であるか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかの判定活動を行う応急危険度判定制度について普及啓発を行う。

※ 呉市被災宅地危険度判定実施要綱については、「資料編」参照

(7) 空家の状況把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

3 ライフライン施設の安全化

都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、水道等のライフライン関係機関は、地震・風水害や施設及び設備の新設・増設・改修工事等に起因する災害の発生を未然に防止するため、安全管理体制を確立する。

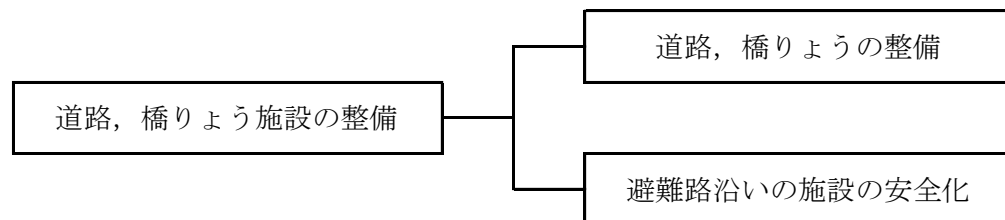
施設名	安全化対策
共通事項	(1) 所管施設等の定期的な整備、保守・点検を行い、災害発生に備え必要な資器材の整備を図り、災害時に的確に使用できるよう使用方法等の習熟を図る。 (2) 災害発生時の配備体制、災害対策本部室の設置等の災害応急活動体制を整備する。 (3) 必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順・使用資器材や装備の使用手法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。 (4) 県、市及び関係機関が実施する防災訓練にも積極的に参加する。
上水道	(1) 災害時の被害を最小限にするため配水幹線等を耐震化していくとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や隣接の水道事業者との相互融通等により給水の確保に努める。 (2) 主要配水池への緊急遮断弁の設置や災害時における給水拠点場所、運搬給水区域などの情報提供を充実するとともに、被害の限定化及び復旧の迅速化を図るため、水道施設情報管理システムを活用するなどして機動的な水道システムの構築に努める。
下水道	(1) 既設の下水道施設については、必要に応じて耐震性能調査を行い、補強、更新及び改良に努める。 また、新設の下水道施設については、今後設定される新基準に基づく耐震性の高いものとする。 (2) 災害時の通信手段を確保するとともに、下水道台帳の整備による既設管管理情報のシステム化を進めることにより、応急復旧対策の迅速化を図る。
電力	(1) 変電設備については、予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。 送電設備、配電設備の架空電線路については、冰雪、風圧及び不平均張力によって設計する。 地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。 (2) 電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。
ガス	(1) ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により耐震性の強化を図る。 (2) 既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、 また、地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

施設名	安全化対策
通信	(1) 情報ネットワークの整備 ア 災害に強い信頼性の高い通信設備の構築 イ 豪雨、洪水、高潮又は津波等に備えた耐水構造化 ウ 暴風、大雪に備えた耐風及び耐雪構造化 エ 地震又は火災に備えた耐震・耐火構造化 (2) 一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 ア 主要伝送路の多ルート化・ループ化 イ 主要な中継交換機の分散設置 ウ 通信ケーブルの地中化

4 交通施設等の安全化

(1) 道路、橋りょう施設

道路、橋りょう施設は、単に人、物の輸送を分担する交通機関だけでなく、災害時には、火災の延焼防止効果や避難及び緊急物資の輸送ルートとして多様な機能を有しているため、道路、橋りょうの整備を図る。



ア 災害時における円滑な交通を確保するため、落石等による通行危険箇所について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

イ 橋りょう等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設について点検を行い、順次補修、補強、架け替え等を行う。

ウ 所管するトンネルの安全点検調査を実施し、必要な箇所については補強対策工事等を行う。

(2) 緊急輸送道路の整備

広島県地域防災計画では、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するため、国土交通省、日本道路公団、県警察、県、市等で構成する「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において策定された「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、以下のとおり緊急輸送道路を指定し、計画的に国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築するものとしている。

当市においても、緊急輸送道路は災害発生時における被災者の避難及び被災者の生活を確保する物資輸送に利用するために指定した路線であることから、幹線市道や橋りょうの整備を図る。

なお、緊急輸送道路は、「呉市耐震改修促進計画」において「地震発生時に通行を確保すべき道路」と位置づけており、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

緊急輸送道路が被害を受けた場合は、優先的に応急復旧を行い、被害状況に応じて区域又は区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し緊急交通路を確保するものとする。

※ 緊急輸送道路の指定路線については、「資料編」参照

5 海岸施設の安全化

地震による護岸決壊での二次災害を防止するため、海岸の強化及び地震に対応できる海岸の整備を国、県の指導の下に実施する。

6 港湾施設の安全化

(1) 防災拠点港湾の整備

震災時に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保する必要がある。

このため、広島県における重要拠点港湾として、宝町地区や阿賀マリノポリス地区には耐震岸壁を、蒲刈港丸谷地区には、避難広場となる港湾緑地を整備している。特に阿賀マリノポリス地区においては、背後に避難場所や物資の保管など多目的な利用が可能なオープンスペースとして、港湾緑地や埠頭用地、さらには緊急輸送道路として臨港道路を一体的に整備しており、災害時においても、こうした臨海部における防災拠点としての機能を継続的に発揮できるよう、施設の計画的な維持管理を行っていく。

(2) 海上緊急輸送ネットワークの構築

陸路による交通が途絶した場合には、海上輸送が要請される。

県では、県内の重要拠点港湾の整備に併せて、緊急輸送道路とアクセスできる海上緊急輸送ネットワークの構築を進めているが、防災拠点港湾の整備を推進し、これに参加する。

(3) 港湾施設の耐震性の向上等

港内の港湾施設のうち重要度の高い施設を重点的に点検し、耐震性の向上や液状化対策が必要な施設の補強、補修、改築等の対策を推進する。

※ 港湾の現況については、「資料編」参照

7 急傾斜地の安全化

急傾斜地が多いため、以前から土砂災害防止事業の推進に努めてきたところであるが、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設の立地した付近の急傾斜地の崩壊防止事業を強力に推進する。

8 危険物施設等の安全化

危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対して自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導を行う。

(1) 消防法に定める危険物施設の予防対策

消防法をはじめ関係法令の一部改正による耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、地域によっては施設が被災する危険性が依然として高いため、県や関係機関と連携し、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を継続して行う。

※ 危険物施設の状況については、「資料編」参照

(2) 高圧ガス施設の予防対策

ア ガス導管の施設は、ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管、銅管（溶接、又は機械的接合）等耐震性のあるものを用いるよう指導する。

イ 県及び関係機関と連携し、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等を行い、次の事項について指導する。

(ア) 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の取扱い

(イ) 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者及び保安係員等が非常時にとるべき措置

ウ 関係事業所は、次の点に留意して自主保安体制を確立する。

(ア) 定期自主検査の実施と必要事項の保存

(イ) 防災設備の維持管理、整備及び点検

※ 高圧ガス施設の状況については、「資料編」参照

(3) 火薬類施設の予防対策

ア 県及び関係機関と連携し、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその取扱いについて、保安検査・立入検査等により、適正な保安管理体制を指導する。

イ 火薬類取扱業者は、次の点に留意して自主保安体制を確立する。

- (ア) 年2回以上の定期自主点検の実施（火薬庫の所有者又は管理者の場合）
- (イ) 防災設備の維持管理、整備予備点検
- (ウ) 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- (エ) 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

※ 火薬類施設の状況については、「資料編」参照

(4) 毒劇物取扱施設の保安対策

県及び関係機関と連携し、毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、次の点に留意して自主保安体制を確立するよう事業所へ指導する。

- (ア) 研修会等における耐震教育の徹底
- (イ) 立入検査時における耐震措置及び施設の耐震化の指導
- (ウ) 毒劇物の流出防止・中和等の除去活動体制の確立
- (エ) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- (オ) 治療方法を記した書類の整備

※ 毒劇物取扱施設の状況については、「資料編」参照

9 農林漁業施設の安全化

農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

(1) 農業施設の災害の防止対策

ア ため池整備事業

市域にはため池があり、決壊等により下流の人、農産物、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

市は、決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう、県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び市は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで、補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

※ 防災重点ため池の状況については、「資料編」参照

さらに、過去の災害時の事例、自然条件及び水防施設の状況を基に、危険性の高いため池を把握し、優先的に必要な対策を講じるとともに、ため池の管理団体等に日常点検を行い異状（堤体の亀裂、漏水等）の有無の確認に心がけるよう指導する。

また、ため池において災害が発生した場合には被害の拡大防止のための応急措置がとれるよう、ため池の管理団体等を指導する。

イ 農地保全事業

降雨によって浸食を受けやすい急傾斜地帯等に造成された農地で浸食、崩壊を防ぐ必要性が生じたところについては、農地保全事業の実施を検討する。

(2) 漁業施設災害の防止対策

ア 漁港

- (ア) 必要に応じて耐震性の点検及び補強工事等を実施する。
- (イ) 震災時に避難・救助活動の拠点となる漁港については、耐震岸壁の整備を推進する。

イ 漁船

出漁中の漁船に対する無線等による災害情報の緊急連絡体制の整備に努める。

10 文教施設等の安全化

- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、大学及び社会教育施設等（以下「学校・教育施設等」という。）において、次の安全化対策を行う。

ア 学校・教育施設等における防災対策の整備

- (ア) 平素から防災に関する計画を立て、防災体制を整備しておく。特に、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制、避難所の開設・運営・閉鎖に係る体制等について整備に努める。
- (イ) 学校・教育施設等の建築年等を考慮し、計画的に耐震診断・耐震改修等を行い、安全を推進するとともに、避難所としての防災機能が発揮できるよう、必要な整備に努める。なお、市有施設においては、計画的な耐震化を進める。

イ 発災時間と応急対策との関連

被害の影響が登下校時間、在校時間（授業中・休憩時間・放課後等）、あるいは夜間・休日等となる場合も考えられる。

このため、それぞれのケースに対応できるよう、各学校、各施設の発災時のマニュアル、連絡体制等の整備を推進するとともに、訓練の充実に努める。

ウ 被災時の避難所としての役割への対応

- (ア) 学校・教育施設等は、災害時の避難所として指定されている場合が多いため、避難所としての設備機能・資器材等の充実に努め、避難所としての開設・運営方法のマニュアルの作成や教職員の役割分担等を明確にしておくものとする。
- (イ) 休日や夜間等の管理は無人化していること等を考慮して、避難所の開設にあたる市職員や鍵の保管を要望した自治会・自主防災会関係者は、鍵の管理方法・保管場所等について事前に学校・教育施設等の施設管理者、市職員（危機管理課、人事課、市民センター）と協議して決めておくものとする。

(2) 文化財の保護

ア 国・県・市指定建造物及び登録文化財等の歴史的建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、必要に応じて修理を行う。

イ 石垣、墓所等の被災しやすい史跡については、管理の徹底と必要に応じて修理を行う。

ウ 樹木等の災害に弱い天然記念物については、管理やパトロールの実施に努める。

エ ビデオや写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録するよう努める。

(空 白)

第5節 防災活動体制の整備

災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災に関する組織及び体制を整備する。なお、防災に関する組織及び体制の整備に際しては、各組織の特性を踏まえ、災害時の迅速な初動体制を確立できるようにしておく必要がある。

第1 災害対策本部体制等の整備

1 初動体制の整備

(1) 動員計画の策定

災害時における職員の動員計画を定める。

なお、動員計画の系統及び連絡方法等について、可能な限り具体的に計画する。

(2) 非常参集体制の整備

ア 非常参集体制を明確にし、災害の実情に応じた職員の動員体制の整備を図る。

イ 携帯電話のメール機能を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。

ウ 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災により職員の動員が困難な場合も想定した参集訓練等の実施に努める。

エ 災害対応に関する知識を有する職員の育成・有効活用を図る。

(3) 活動マニュアル等の整備

災害対策本部の各班が実施すべき活動内容や職員の地震等の緊急初動活動や避難所の開設・運営等を具体的に記した活動マニュアルを必要に応じて作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。

(4) 行動計画（タイムライン）の整備

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 災害対策本部等の整備における留意事項

以下の点に留意し、災害対策本部等の整備を行う。

- (1) 災害対策本部会議室、災害対策本部事務室、災害対策本部運営室、各種機器室等の整備
- (2) 災害時に備えた非常用電源設備・機器及び電話の余裕回線の確保
- (3) 災害対策本部等防災拠点施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
- (4) 応急対策用の地図情報、防災情報、被災者支援及び安否情報等のシステムの整備
- (5) テレビ会議システム・災害時優先電話等の通信設備の整備及び非常用電話回線の増強
- (6) 災害対応要員の待機室の整備及び非常用食料・飲料水等の備蓄
- (7) 応急対策、災害復旧・復興用の各種データ（戸籍、市民基本台帳、固定資産台帳、地積等）のデータの保全及びバックアップ体制の整備

3 男女共同参画の視点からの対応

市は、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

第2 広域応援協力体制の整備

1 他の市町・消防本部間の相互協力体制の整備

- (1) 県内又は県外の市町との間で締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制を確立する。
- (2) 県内又は県外の消防本部等との間で締結された「消防相互応援協定」や県及び県内の消防本部との間で締結された「航空消防応援協定」等の内容に基づく相互応援体制を確立する。
特に「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月策定）に基づき、全国の消防機関の消防相互応援による援助体制を確立する。
また、消防局は「緊急消防援助隊」の派遣計画及び受援計画を策定し、相互の応援体制を整備する。

2 自衛隊との連携協力体制の整備

平常時における協議や防災訓練の実施等を通じ、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、自衛隊及び県との間で情報連絡体制及び災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

3 防災関係機関・民間団体等との連携協力体制の整備

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。
また、災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部事務局等に各機関の災害対応責任者やリエゾン（組織間の連絡・連携要員）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム（以下「日本DMAT」という。）等を受援する体制を確立する。
- (2) 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。
また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。
市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。
特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (3) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (4) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
- (5) ガス事業者等との間において締結された「ガス漏れ等の事故防止に関する業務協約」の内容に基づく相互協力体制を確立する。
- (6) 「呉市建設業危機管理対策協議会」を中心として、建設業関係企業による支援体制を確立する。

第3 災害救助法等の運用体制の整備

- 1 市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領を担当職員に習熟させ、それに対応した体制を整備する。
- 2 災害救助法の実務に関して必要な資料を準備するとともに、必要に応じて運用などに関するマニュアルの作成に努める。

第4 複合災害体制の整備

- 1 災害対応に当たる要員，資機材の投入等においては，複合災害（同時又は連続して複数の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には，状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備えるものとする。
- 2 様々な複合災害を想定した図上訓練や，発生可能性の高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練の実施に努める。

第6節 情報管理・広報体制の整備

災害時における情報通信の重要性をかんがみ、平常時から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他の関係機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討を進めるとともに、広島県非常通信協議会との連携に努める。

さらに、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対する正確な広報の実施や被災者の要望・苦情等の把握、県防災情報システムの活用等により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供窓口の設置により市民の相談に適切に対応できる体制を整備する。

第1 情報収集・連絡体制の整備

大規模災害時において、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡対応を図るため、平常時から次のとおり多様な手段による情報収集・連絡体制の整備に努める。

- (1) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制等の確立
- (2) 関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備及び平素から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておく等により「顔の見える関係」を構築することにより、信頼感を醸成
- (3) 画像伝送システム等による多様な情報収集手段を活用できる体制の整備
- (4) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を確保する体制の整備
- (5) 国、県及び他の市町等と結ぶ衛星通信ネットワークと、防災行政無線の接続等による災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築
- (6) 非常通信体制の整備と非常通信訓練の実施体制の確立
- (7) 通常の通信手段の確保が困難な場合を想定して、平常時より他の機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについての検討
- (8) 災害時に有効な携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）や防災行政無線の整備、テレビ、ラジオ、インターネット、アマチュア無線等の活用体制の整備
- (9) NTT西日本の災害時有線電話等の配備に関する確認と取扱い、運用方法等の習熟
- (10) 人工衛星を通じて、電話、データ、ファクシミリなどの通信を行う衛星通信、インターネットの整備等による民間企業、報道機関、市民等からの情報、多様な災害関連情報の収集体制の整備
- (11) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備
- (12) 災害時の孤立集落における防災行政無線、防災情報メール等の連絡体制の確立
- (13) 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携して導入した呉市防災情報システム等の運用体制の確立
並行して、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約する方策の検討
- (14) 県が発災時の安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合の一連の手続等の整理・明確化
- (15) 有・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進
- (16) 保有する通信機能については、定期的に確認及び訓練等を実施し、平常時から関係機関と連携体制を構築

第2 情報通信設備の整備

市域の面積が広く、地域が山や島により分断していることなどを考慮して、情報通信設備の高度化及び多重化に努める。

また、停電時において、各種の情報通信施設を有機的に機能させるため、非常用電源設備等の整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施など運営管理についても十分配慮する。

1 防災行政無線

防災行政無線の整備方針は、次のとおりとする。

ア 防災行政無線の機器更新や難聴地区の改善などを行い、市民への迅速かつ的確な防災情報の伝達を行うための整備を図る。

イ 県の防災行政無線を活用し、県、県内他の市町及び防災関係機関との通信体制を確立する。

ウ 本庁と市民センター間の情報伝達体制に、防災行政無線の双方向通信・FAXを活用する。

エ 防災行政無線は、高低差などの地理的要件、風向きなどの気象条件に加え、家屋の遮音性に大きく左右される。

このため、市からの一斉放送が聴き取りにくい場合に利用する音声ガイダンスによる電話応答システムを整備し、防災行政無線を補完する。

※ 防災行政無線の整備状況については、「資料編」参照

2 消防・救急無線

消防・救急無線を活用して、災害時における消防活動上の重要な情報収集・伝達を行い、円滑な消防活動を図る。

※ 消防・救急無線の整備状況については、「資料編」参照

3 非常通信

通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会（082-222-3367）の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信体制の整備と非常通信訓練の実施に努める。

※ 中国地方非常通信協議会については、「資料編」参照

4 衛星通信ネットワークシステム

無線機能の補完と伝送路の二重化を図る目的で、国、県、市町及び防災関係機関相互間に整備されている衛星通信ネットワークシステムを活用した通信体制を整備する。

5 画像伝送システム等の活用

黒瀬川、二河川、野呂川の3河川に河川ライブカメラを設置し増水状況を監視するとともに、県が設置する洪水時に特化した「危機管理型水位計」及び河川の様子や増水の状況を画像として提供できる「河川監視カメラ」の活用を図る。

また、ヘリコプターや高所監視のカメラ等による画像伝送システムの整備を検討する。

※ 危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置状況については、「資料編」参照

※ 危機管理型水位計の水位情報と河川監視カメラの画像については、「広島県河川防災情報システム」において確認できる。

6 その他の通信設備の整備

災害時における複数の連絡手段の確保に努める。

(1) 災害時優先電話

災害発生時，市民，関係機関等に対する災害情報の提供，被害情報の収集伝達の中心施設として，加入電話回線における重要回線を指定して，NTT西日本に指定申請する。

(2) アマチュア無線設備

大規模災害発生時において一般電話や携帯電話が使用できなくなった場合には，災害の発生状況の把握，被害の状況の把握，負傷者の有無の確認，避難誘導の要否の判断とその実行，被害の軽減措置，災害救助活動など，対応が極めて困難な状況となる。

このような状況に備えて，各段階で多くの情報授受が迅速・的確にできるようアマチュア無線設備を本庁舎等に整備する。

また，市アマチュア無線クラブ員の加入や災害時における同クラブ員の無線運用のための配置などアマチュア無線の運用体制の整備に努める。

第3 予警報伝達体制の整備

1 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる非常無線通信の利用（電波法第52条、災害対策基本法第57条）に備え、必要な体制を整備する。

※ 非常無線通信の利用に備えた体制（中国地方非常通信協議会）については、「資料編」参照

2 防災情報メール等の活用・充実

情報提供手段の多重化と聴覚障害者への文字情報伝達を行うため、平成22年6月より携帯電話・パソコンによるメール機能を利用した防災情報の配信する防災情報メール配信システム（以下「防災情報メール」という。）を導入している。

また、防災情報の伝達手段の充実を図るため、平成23年6月より緊急速報メールによる防災情報の配信も行っているとともに、市のホームページ、SNSによる防災情報の配信を行っている。

今後も、市民などに提供する防災情報の伝達手段や内容の充実を図るとともに、孤立予想集落の市民や要配慮者をはじめ、市民、事業所、医療機関、福祉団体等に対し、防災情報メール等の活用について普及啓発を図る。

また、携帯電話販売店等での防災情報メールの登録案内や支援について協力を要請し、登録を促進する。

3 全国瞬時警報システムの活用

「サイレン等による瞬時情報伝達のあり方に関する検討会報告書」（総務省消防庁、平成18年3月）を踏まえ、津波情報や緊急地震速報等を市民に瞬時に知らせるための全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備し、平成23年4月から運用している。（市役所本庁舎及び消防局庁舎に設置）

今後も、防災行政無線をはじめ、防災情報メールへ配信するなど、積極的に活用を図る。

第4 県防災情報システムの運用体制の整備

広島県防災情報システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町及び関係機関へ的確に伝達することのできるシステムであり、大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化により、災害情報の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

同システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図るとともに、市の情報に変更が生じた場合には随時更新を行い、災害時に円滑な運用ができるよう備える。

第5 広報体制の整備

1 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 防災行政無線施設の増設など難聴地区の対策を推進するとともに、多様な手段の整備に努める。
- (2) 孤立が想定される地区においては、多様な通信手段の確保の上、通信設備障害時に備えた自主防災組織、消防団員、アマチュア無線等によるバックアップ体制について検討する。
- (3) 各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。
また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、賃貸型応急住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人及び訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 視聴覚障害者、高齢者、観光客及び外国籍市民等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる広報体制を整備する。

2 報道機関との連携体制の整備

報道機関と協議し、地上デジタル放送を活用した災害情報の伝達方法の確立を図る。

3 災害用伝言ダイヤルの活用体制の整備

- (1) NTT西日本(株)と連携して、広報誌等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言ダイヤルの普及促進を図る。
- (2) 災害時において災害用伝言ダイヤルの運用が開始された場合における広報体制について、県及びNTT西日本(株)との間で協議を行う。

第7節 避難体制の整備

風水害や地震災害時には、河川出水、津波、地震災害、土砂災害等のため、市民の避難を要する地域が数多く発生する。

このため、浸水・崩壊防止、出火防止、初期消火等の被害軽減のための措置を講じるとともに、あらかじめ避難計画を定め、災害時において住民等が迅速・安全・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。

第1 避難指示等の基準の策定

1 避難指示等と避難行動

- (1) 基本的な考え方としては、市長は、高齢者等避難、避難指示では、市民へ指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への「立退き避難」を求める。災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示する。

災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者・施設管理者等がとるべき行動を5段階に分け、避難指示等の「行動を居住者等に促す情報」及び防災気象情報等の「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にするとともに、それぞれ警戒レベルにより関連付けを行い、居住者・施設管理者等が出された情報からとるべき行動を理解しやすいものとするとともに、主体的な避難行動を支援する。

- (2) 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

- (3) 居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

【警戒レベルに対応する行動と情報】

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）
警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 （気象庁が発表）
警戒レベル 3	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 （市が発令）
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市が発令）
警戒レベル 5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保※ （市が発令） ※必ず発令されるものではない。

(4) 避難指示等が発令された場合に居住者等に求める具体的な避難行動は次表のとおり。

【避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】

発令区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ・居住者等は危険な場所から全員避難する。 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」※することも可能である。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が必ず発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

※ 屋内安全確保：自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること

【注意】

- ① 高潮は、台風等の接近に伴う暴風が吹き始めるまでに、想定される浸水区域の外への立退き避難を完了する必要があるため、リードタイムを十分にとって高齢者等避難、避難指示を発令する。
- ② 津波は、一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令するが、遠地震のように、到達までの予想時間を考慮し、高齢者等避難を発令する場合もある。

2 「避難情報の発令・伝達マニュアル」の作成

国から示された「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域、箇所、避難すべき区域等について検討し、市における具体的な判断基準を定めた「呉市避難情報の発令・伝達マニュアル」を作成し、適切に運用する。

※ 避難情報の発令・伝達マニュアルについては、「資料編」参照

3 避難指示等の発令・伝達の基本姿勢

- (1) 避難は災害から身を守るための行動であること。
- (2) 災害から身の安全を確保するためには、災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保する「屋内安全確保」や、避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある場合に、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する「緊急安全確保」も避難行動の一つであること。
- (3) 避難指示等には強制力は伴っていないことから、「自らの命は自らが守る。」という考え方に立っていること。
- (4) 災害から住民の命を守るため、昼夜の時間を問わず、災害発生の危険性が大きく高まっている、又は、避難指示等の判断基準に達したときは、避難指示等を発令すること。
- (5) 避難行動のあり方の見直しに基づき、緊急時には、避難所の開設状況に関わらず、避難指示等を発令すること。
- (6) 毅然とした態度をもって避難指示等を発令し、空振りであったとしても、住民の生命、身体及び財産を守ることができたことで、災害対応の目標が達成したと捉えること。

また、高齢者等避難を有効かつ積極的に活用し、早めの避難指示等を発令すること。

4 避難指示等についての注意事項

- (1) 避難指示等は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域並びに指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ指定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないように、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。
市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。
- (2) 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険個所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。
- (3) 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (4) 市は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に徹底しておく。
- (5) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごと取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (6) 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めるものとする。
- (7) 市は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

- (8) 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動がとれるよう努めるものとする。
- (9) 住民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、引き続き周知・啓発を行う。
- (10) 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

5 ハザードマップの作成

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域（以下「浸水想定区域等」という。）をその区域に含む場合は、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップについても、関係機関と連携しつつ作成に努める。

第2 避難体制の整備

1 方針

土砂災害、水害、高潮災害、津波災害等、状況に応じて危険地域から安全かつ早急に避難し、被災者が安定した避難生活を送れるよう避難体制の整備と強化を図る。

また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスク情報の提供に努めるものとする。

(1) 土砂災害、水害時における避難の基本的な考え方

土砂災害、水害時の避難行動は、「自らのいのちは、自らが守る」という観点から、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、危険区域外への早期の避難を原則としながらも、一人ひとりが置かれる状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

避難所として指定されている小中学校など公的施設への「立退き避難」が最善であるとの固定化した避難イメージから、夜間や降雨時、あるいは道路が浸水しているような悪条件にもかかわらず自宅から立退き避難し、避難途中で被災することのないよう市民や施設管理者へ周知徹底を図り、土砂災害、水害時に適切な避難行動と各避難施設による受け入れが行われるよう体制の整備を行う。なお、適切な避難行動を行うための指針は、次のとおりである。

被害発生予想が可能となるような情報収集	適切な避難行動を開始するためには、被害発生予想が可能となるように、平常時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール等、多様なメディアを通して、気象官署の発する予警報や市の避難指示等を始めとする防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。
冠水時等の屋外移動の回避	夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。 流れがあり、浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水している）場所での避難行動は危険であること、流速が早い場合は浸水深20cm程度でも歩行不可能であること、浸水深が10cm程度でもマンホールや用水路等の位置がわからず転落のおそれがあり危険であることなどを踏まえ、洪水流が激しく流れている状況下では屋外での移動は極力避ける。
垂直避難	急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった場合は、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅を立ち退き、避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも選択肢として考えるようにすべきである。
土砂災害からの避難	土砂災害の際に避難所への避難が困難な場合には、自らのいのちを守るために最低限必要な行動として、周囲の建物より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難すべきである。 また、建物内では、2階以上、かつ、斜面と反対側の窓のない部屋に避難すべきである。 避難所へ避難する際は、崖崩れのおそれがある斜面の通過は避ける必要がある。

(2) 震災時における避難の基本的な考え方

震災時の避難は、緊急的避難と避難生活の大きく2つの段階に分かれ、それぞれ使用する施設の運営体制が異なる。

その点について混乱のないよう市民や施設管理者に周知徹底を図り、震災時に適切な避難行動と各避難施設による受入れが行われるよう体制の整備を行う。

特に公共施設は災害時に役割が大きく変わることを強く念頭に置き、各施設の施設管理者は震災時の初動期には避難者等の受入れが重要な役割となるという意識の徹底を図る。

緊急的避難	・延焼火災からの緊急的な避難は、まず最寄りの一時避難場所に避難し、一時避難場所に危険が迫ってきたら広域避難場所へ集団で移動するという二段階避難を想定している。 ・津波からの緊急的な避難は、まず最寄りの高台、一時避難施設に避難し、津波警報が解除され安全が確認されたら、避難生活する避難所等へ移動するという二段階避難を想定している。 ・緊急的避難が必要な期間は比較的短時間であるため、避難場所は原則として屋外であり、各避難場所における水、食料、生活必需品等の供給は想定していない。また、避難場所としての特別な管理・運営も想定していない。
避難生活	・震災により自宅が倒壊・焼失するなど自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設し、避難者を受け入れる。 ・避難所に指定された施設の施設管理者は、当初の避難所開設と避難者の受け入れのみを基本的な役割とし、その後は避難者自身が避難所運営委員会を設置し、各避難者への水、食料、生活必需品等の配布等を含めて、自主的に避難所運営を行っていくことを想定している。

2 避難計画の策定

(1) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設、不特定多数のものが出入りする駅、ショッピングセンター等の都市施設などの防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。なお、避難計画作成に当たっての留意事項は、次のとおりである。

病院	患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。
不特定多数の者が出入りする都市施設等	人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(2) 学校の避難計画

所管する学校等においては、多数の児童・生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するよう指導する。

避難計画作成に当たっての留意事項は、次のとおりである。なお、私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

臨時休業・下校措置等に備えた体制整備	・家庭訪問、児童カード等により児童等の通学路を確認し、土砂災害、津波・高潮災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更等に備える。 ・臨時休業・下校措置の決定に当たり、教育委員会と併せて隣接の学校との連絡の取り方を明確にしておく。 ・臨時休業・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にしておく。 ・災害時の学校の対応について、学校の広報誌、PTA総会、防災訓練等を利用して保護者に理解を得ておく。
学校周辺の危険箇所の把握	・大雨や台風、津波により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、降雨等の状況に応じて、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。
多数の児童等を学校から避難させる方法	・避難場所、避難経路、誘導方法に留意し、計画に明記する。 ・保護者への児童等の引渡方法を定めておく。

(3) 要配慮者利用施設等の避難計画等

ア 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた浸水想定区域等内の要配慮者利用施設並びに津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、災害時に当該要配慮者利用施設及び避難促進施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを遅滞なく市長に報告するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設及び避難促進施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施する。

イ 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた洪水浸水想定区域内の所有者又は管理者は、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を行うために自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

ウ 市は、要配慮者利用施設及び避難促進施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 避難誘導体制の整備

(1) 避難方法の習熟と訓練

避難方法に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化

避難の指示等が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、明確な実施基準・要領を定める。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者を安全かつ迅速に誘導できるよう、次の点に留意して誘導体制を整備する。

ア 消防団や自治会、自主防災組織、事業所、教育機関等のもとで組織的な避難誘導

イ 要配慮者の優先避難

ウ 災害の種類、危険区域を考慮した避難経路の指定と周知徹底

エ 誘導員の配置、車両による移送等の検討

(4) 自主避難体制の整備

- ア 土砂災害や河川の増水等の前兆現象が出現した場合等における住民等の自主避難について、住民等に対し、あらかじめ広報誌、防災指導、防災訓練等のあらゆる機会を通じて、その指導に努める。
- イ 孤立予想地区において、多様な通信手段を確保の上、通信設備障害時に備えた自治会、自主防災組織、消防団員、アマチュア無線等によるバックアップ体制について検討する。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険区域の住民への周知徹底に努める。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

要配慮者のうち避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、次の点に留意し、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

- ア 日頃から避難行動要支援者の把握に努め、避難指示等が確実に伝達できる手法・方法を構築する。
- イ 地域住民、事業所、教育機関、自主防災組織等の避難支援等関係者による地域ぐるみの避難誘導方法を具体的に定める。
- ウ 地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性、高齢者や障害者の介護等に必要な設備や備品等について十分配慮した上で避難場所や避難経路等を定める。
- エ 避難生活が長期化することが予想される場合には、市域内又は市域外の介護に必要な機能を備えた福祉施設等、多様な避難所の確保に配慮する。
- オ 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、各施設の所有者及び管理者と協議して、土砂災害等に関する情報、予報及び警報の伝達方法をあらかじめ定めておく。

(7) 感染症の自宅療養者等に対する避難誘導體制の整備

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、危機管理課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

(8) 被災者支援等対策

市（福祉保健部）は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

4 指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び周知

市は、都市公園、まちづくりセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1) 指定避難所

ア 市は、まちづくりセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

※ 指定避難所については、「資料編」参照

【避難所の区分】

区 分	用 途	主な指定場所等
第1開設避難所 (拠点避難所) (※1)	地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物 ※ 軽度な要配慮者に対しては、生活環境の整ったまちづくりセンターへの避難を奨励する。 ※ 要配慮者の避難生活が困難になった場合には、福祉避難所へ移送する。	まちづくりセンター、小学校、中学校など
第2開設避難所 (準拠点避難所) (※1)	地震や風水害などの災害により市内の広範囲で甚大な被害が発生するなど、第1開設避難所だけでは避難者を収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物	小学校、中学校、高等学校、大学など
地域開設避難所 (※2)	地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、自治会等の地域で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物 ※ 必要に応じて第1開設避難所などに移送する。	自治会館、集会所など
第1次福祉避難所	地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災する恐れがあるときに、要配慮者のうち特別な配慮を要する者が直接避難し、一時的に滞在する建物	まちづくりセンターなど
第2次福祉避難所 (※3)	地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災する恐れがあるときに、一般の避難所に避難した要配慮者のうち特別な配慮を要する者の避難生活が困難になった場合、二次的に避難するための建物	老人福祉施設、障害者支援施設など

※1 第1開設避難所及び第2開設避難所については、危機管理課、施設管理者、自治会、自主防災組織等との協議により地域で鍵を管理する場合は、自治会、自主防災組織等が開設できるものとする。

また、自治会、自主防災組織等により避難所を開設した場合には、危機管理課、各市民センター等に連絡するものとし、必要に応じて市職員を派遣するものとする。

※2 地域開設避難所については、市民が一時的に安全を確保し、地域で安否確認を行うことのできる施設として確保

する。

また、地域開設避難所は、自治会、自主防災組織等の要望に応じて定め、運営は自治会、自主防災組織等の地域で行うことを基本とし、避難生活における支援が必要な場合は、自治会、自主防災組織等の要請により市が行う。

※3 第2次福祉避難所は、社会福祉施設等の施設、設備、体制を確認した後に、受入れの可否を判断したうえで開設する。

イ 避難所のうち、「第1開設避難所」及び「第2開設避難所」、「地域開設避難所」にあつては、災害対策基本法施行令（以下、「政令」という。）による基準を原則として、指定緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができるとされていること（法第49条の8）及び本市は避難所とする施設の多くが被害のおそれのある区域内にあることから、指定緊急避難場所の「災害種別ごとの指定基準」に基づき災害種別ごとに施設を指定し、指定緊急避難場所を兼ねるものとする。

※ 指定緊急避難場所の災害種別ごとの指定基準については、資料編を参照

ウ 第1開設避難所及び第2開設避難所においては、次の対応を行うものとする。

- (ア) 避難所の開設管理
- (イ) 負傷者や救急患者への救援活動
- (ウ) 避難者確認及び名簿の整理
- (エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- (オ) 避難所運営委員会の運営指導
- (カ) 避難者及び地域住民への食料、飲料水の確保及び給食活動
- (キ) 施設管理者との調整
- (ク) 安否確認への対応
- (ケ) その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動
- (コ) ボランティアの受入れ
- (サ) 男女共同参画の視点、特に女性のニーズを取り入れた対応
- (シ) 家庭動物の受入れや飼養について、担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整の実施

エ 避難所設備の充実

必要に応じて冷暖房設備、ガス設備、シャワー設備、パソコン、FAX、テレビ、ラジオ等の整備、電力容量の拡大に努めるとともに、災害時には災害協定に基づく関係団体への協力要請により設備・機器等の調達を行う。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

オ 備蓄等の推進

住民による生活に必要な物資等の備蓄を推進し、市においても必要な物資等の備蓄に努め、避難の長期化に備え、災害協定に基づく関係団体への協力要請により物資等の調達や円滑な輸送体制を整備する。

カ 指定管理者との役割分担等

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

キ 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ク 地域人材の確保・育成

市及び各避難所の運営者は、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材（防災リーダー等）の確保、育成に努めるものとする。

ケ 感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウト

トや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所

ア 市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進するものとする。

※ 指定緊急避難場所については、「資料編」参照

イ 「広域避難場所」、「一時避難場所」及び「一時避難施設」に区分し指定する。

【避難場所の区分】

区 分	用 途	主な指定場所等
広域避難場所	(ア) 地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次災害の危険から市民の安全を確保する場所 (イ) 周囲が火災で包囲されても安全な場所で、多数の市民を収容できる面積がある場所	公園、グラウンドなど
一時避難場所	(ア) 地震等による危険を回避するために、一時的に避難する場所、又は公共交通機関が回復するまで帰宅困難者が待機する場所（火災状況によっては広域避難場所等に移動実施） (イ) 空き地等で、多数の市民を収容できる面積がある場所	グラウンドなど
一時避難施設	(ア) 洪水、高潮、津波などの災害時の危険を回避するために、市民、滞在者などが中・高層建物の屋内・屋上・廊下などに一時的に避難する施設 (イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造などの堅ろうな中・高層建物	学校、立体駐車場など

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、避難路の選定の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 避難路中の道路、橋りょう及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として 15m 以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね 8 m 以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が 15m～10m の場合は、一般車両の通行規制、10m 以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 避難施設等の住民への周知

避難所、避難場所、避難路等について、平常時から次の方法により周知徹底を図る。

ア 避難施設指定の定期的な点検・修正

地域のニーズ、市街地や施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて指定を見直すものとする。

イ 避難所等の標識の設置

避難所については、小学校、中学校等の施設の出入口に全国統一ピクトグラム等を用いたデザインで災害種別ごとの適応が判る標識を設置し、適正に維持管理する。

避難場所については、ソーラーシステムを用いた標識を設置しており、これらを適正に維持・管理する。

また、洪水や津波等における誘導標識等についても、全国統一ピクトグラムを用いたデザインのものの導入を含めた整備手法について検討する。

ウ 避難施設に関する広報の充実

避難施設の名称や位置、概況、受入れ可能人数、避難の心得などを記した避難所マップをホームページにおいて公開するとともに、定期的に広報紙等に掲載することで市民等への周知を図る。

また、土砂災害、洪水、津波等のハザードマップを作成し、市民等へ配布することにより周知を図る。なお、住民に避難所等を周知する際には、次の事項も併せ周知する。

(7) 急激な気象の変化に伴う「避難指示等」の場合は、避難所が開設されていない場合があるため、避難所以外の安全な場所への移動が必要になる場合があること。

(4) 避難所等やそれ以外の安全な場所へ避難するため、屋外を移動することがかえって危険である場合は、避難所等への移動ではなく、安全な場所で待避することが必要な場合があること。

(5) 避難所となる施設管理者との事前協議

ア 避難所として指定する施設管理者との間で、使用方法、連絡体制、避難所開設に伴う費用負担（呉市が直接管理している施設等を除く。）等について事前協議を行う。

※ 避難所開設に伴う謝礼金については、「資料編」参照

イ 指定管理者により管理されている施設については、委託契約に基づき、当該指定管理者との間であらかじめ必要な調整を行う。

(6) 一時滞在場所等としての活用

避難場所及び避難所については、災害時における公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受け入れる場所や施設として、また、市域外からの被災住民を受け入れるべき避難所として活用するものとする。

5 在宅避難者及び車中泊避難者の支援体制の整備

(1) 在宅避難者等の支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。

(2) 車中泊避難者の支援

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

6 避難所の管理運営体制の整備

(1) 避難所開設・運営マニュアルの作成

避難所の管理運営体制を明確にするために、避難所の開設、運営及び閉鎖に関する事項を定めたマニュアルを作成する。なお、マニュアルは、市職員及び施設管理者等が利用するものと自治会・自主防災組織等の市民が利用するものを2種類作成し、状況に応じて所要の見直しを行う。

(2) 避難所配置職員等の配置

避難所の開設が必要となった場合には、担当課等は速やかに市職員を配置するなど必要な措置を講じるものとし、自主防災組織、NPO、ボランティア団体、その他防災関係機関職員等とも連携して、円滑な避難所の運営に努める。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材（防災リーダー等）に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(3) 避難所運営の知識の普及

平常時において、市職員、施設管理者のほか、市民、自治会等に対し、災害時における避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第3 広域一時滞在に係る整備

市は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、避難所や賃貸型応急住宅への収容等が可能となるよう、避難先自治体等との広域的一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(空 白)

第8節 救助・救急体制の整備

災害による土砂崩れ、洪水、冠水等、家屋の倒壊、火災などに際して、救助・救急を行うために必要な体制や防災資器材等の整備を計画的に推進する。

1 救助・救急体制の整備

(1) 市及び関係機関等による救助・救急体制

- ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- イ 家屋の倒壊や土砂崩れによる生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資器材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分検討しておく。
- ウ 孤立予想地区については、当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、事前に検討する。
- エ 救助・救急活動を効果的に実施するため、高度な救助の知識・技能を有した救助隊員、救急救命士等の救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練の充実を図る。
- オ 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプター、船舶による搬送体制の整備のほか、医療情報収集体制を強化する。
- カ 関係機関と連携し、多数の傷病者が発生した場合の搬送体制の確立を図る。
- キ 必要な重機等を確保するため、災害時には災害協定に基づく関係団体への協力要請により調達を行う。

(2) 市民、自主防災組織等の救助・救急への協力及び教育、指導体制の整備

- ア 市民、自主防災組織等が防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努めるよう支援する。
- イ 多数の救出事案発生時に重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、市民等に対して、救助・救急活動を効果的に実施するための教育・指導を推進する。
- ウ 家庭や事業所等による応急救急資器材、バール、ジャッキ、鋸等の応急救助器具の設置又は確保について奨励する。

(3) 市医師会、日本DMAT組織等との連携

日頃から、市医師会、日本DMAT組織等と多数の傷病者が発生した場合などの相互連携体制等について十分検討・協議し、防災訓練等において相互連携を図る。

2 救助・救急・救難資器材等の整備

救助活動及び救急活動並びに救難活動に使用する装備・資器材の整備方針は、次のとおりである。

(1) 車両

救急車、救助工作車及びはしご車について、計画的に整備を図る。

※ 車両の配置状況については、「資料編」参照

(2) 資器材

救助活動及び救急活動並びに救難活動に使用する資器材について、整備を推進する。

※ 資器材の配置状況については、「資料編」参照

(空 白)

第9節 医療、防疫・保健衛生体制の整備

市は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するために必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成等、市民が医療の途を失った場合に応急的に医療・助産を実施する体制の整備を推進する。なお、市域内において、震度6弱以上の地震又はこれに準じる地震による大規模災害が発生した場合や局所的な災害で多数の傷病者が発生した場合には、「広島県災害時医療救護活動マニュアル」に基づき関係機関（県、市、医療機関、医師会、消防機関、警察、日本赤十字社等）が連携して迅速かつ適切な医療救護活動体制の整備を図る。

また、災害発生時には、市の指揮調整機能が混乱し、限られた支援資源の有効活用や被災状況に応じた支援資源の適正配分ができないため、健康危機管理対応が困難となることが懸念されることから、県と連携体制を確立する。さらに、被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生体制、食品衛生指導体制等を整備するとともに、災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

1 災害拠点病院等を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 災害時における医療・助産活動は、「広島県災害時医療救護活動マニュアル」「呉市医師会災害医療救護計画」及び「安芸地区医師会医療救護計画」に基づき、市保健所、市医師会、広島県二次医療圏内の災害拠点病院、本市保健所管内の国立及び公的病院等が連携した災害医療救護体制の整備を図る。

※ 災害拠点病院、国立及び公的病院については、「資料編」参照

(2) 災害等により多数の傷病者が発生した場合などにおいては、「広島県災害時医療救護活動マニュアル」に基づき市域外の災害医療関係機関等の医療関係者（日本DMAT等）による広域的な災害医療体制を確保する。

(3) 災害拠点病院は、段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

(4) 医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関は、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、相互の協力関係の強化を図る。

2 災害対策本部、消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 災害時においては、被害情報や患者の受け入れ態勢等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。

そのために、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立する。

(2) 医療機関における患者の受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、災害対策本部、消防を含めた関係機関は、「広島県災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換が円滑に行われるよう、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める。

また、大規模災害等が発生し、災害対策本部等が設置された場合は、情報交換や災害応急対策を協議するため、関係機関は同本部に地域災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン等を派遣する体制を整備する。

※ 災害医療コーディネーター活動要領については、「資料編」参照

(3) 陸路が混乱・遮断した場合、ヘリコプター等を利用した広域輸送の重要性が高まっていることから、緊急輸送関係機関との事前の調整を図り、広域輸送体制を確立する。

(4) 災害時の被害情報や患者の受け入れ態勢、日本DMATの出動状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備及び運用体制を確立する。なお、市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

3 救護所の設置及び運営

- (1) 救護所は、避難場所・避難所等を中心に設置するよう施設管理者とあらかじめ協議を行い、設置場所の指定等に努める。
- (2) 救護所における運営体制について、県、市医師会及び関係医療機関等との間で協議を行っておくものとする。
- (3) 傷病者が多数発生した場合や、交通等の寸断等により医療救護班の到着が遅れる場合を想定し、現地救護所の設置について、市医師会及び医療機関との間で協議を行っておくものとする。

4 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

- (1) 市及び医療関係機関は、災害等の緊急時に必要とされる医薬品等について、備蓄施設及び在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整を行うとともに、災害拠点病院等における備蓄体制の強化を図る。
- (2) 医薬品等の迅速な調達及び必要数の確保のため、医薬品や医科機械等の業界団体・業者等との間の協定の締結に努める。
- (3) 医薬品等の集積所、救護所及び避難所等への輸送について、輸送業者等との間の協定の締結に努める。

5 防疫・保健衛生体制の整備

(1) 防疫体制の整備

- ア 市は、県、市医師会等の関係機関と情報連絡を密にし、防疫措置に関する体制の整備を図る。
- イ 市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時における緊急調達体制の整備を図る。

(2) 食品衛生指導体制の整備

- ア 市は、災害時における食品衛生関係施設等の被災状況や避難所の衛生状態等を速やかに把握できるよう関係機関等との情報連絡体制の整備を図る。
- イ 市は、災害時における食品衛生を確保するため、食品衛生関係団体等との連携協力に努めるとともに、食品衛生監視員による被災地域等への重点的な衛生指導体制の整備を図る。

6 保健医療福祉活動体制の整備

- (1) 市は、今後の災害発生に備え、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図り、DHEATの班を編成するよう努めるとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練等を実施するものとする。
 ※ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT: Disaster Health Emergency Assistance Team)は、大規模災害発生後、二次的な健康被害の最小化に向けて被災都道府県等が担う急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境の確保」にかかる情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務を支援するためのチームをいう。
 ※ 災害時健康危機管理支援チーム活動要領については、「資料編」参照
- (2) 市は、DHEATの班の編成にあたり、DHEATと保健師等支援チームの編成及び運用について定めた「保健衛生職員応援調整マニュアル」等を作成し、DHEATを編成する準備に努める。
- (3) 市は、県又は指定都市がDHEATを編成する場合は、当該DHEATの班又はその構成員として加わることにについて検討し、県又は指定都市と協議する。
- (4) 医療救護活動に関わる防災関係機関は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動内容について、平常時から人材育成・研修を実施するものとする。

第10節 交通確保・規制，輸送体制の整備

市は，交通の混乱を防止し，緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また，災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために，必要な車両，船艇，労務の確保を図る等，輸送体制の整備を計画的に推進する。

1 交通確保・規制体制の整備

(1) 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は，次のとおりである。

区分	実施責任者		範囲
道路管理者	国土交通大臣	指定区間内の国道	(道路法第46条)
	知事	指定区間を除く国道・県道	(1) 道路の損壊，決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。
	市長	市道	(2) 道路に関する工事のため，やむを得ないと認められる場合。
	西日本高速道路（株）	同社の管理道路	
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官		(災害対策基本法第76条) (1) 災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合で，緊急の必要があると認められる場合。 (道路交通法第4条～第6条) (2) 道路における危険を防止し，その他の安全と円滑を図るため，必要があると認められる場合。 (3) 道路の損壊，火災の発生，その他の事情により交通の危険が生ずるおそれがある場合。
港湾管理者	知事 市長		(港湾法第12条第1項第4号の2) (1) 水域施設（航路，泊地及び船だまり）の仕様に関し必要な規則。
海上保安機関	呉港長（呉海上保安部長） 海上保安官		(港則法第37条) (1) 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 (2) 海難の発生，その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき，又は混雑緩和のため，必要があると認めるとき。 (海上保安庁法第18条) (3) 海上における犯罪がまさに行われようとしている場合，又は天災等の危険な事態が存在する場合であつて，人命・財産に危害が及ぶおそれがあり，かつ，急を要するとき。

(2) 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、次の方針により整備する。

区 分	整備方針
道路管理者	(1) 道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する。 (2) 警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する。
公安委員会・警察機関	(1) 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保等を行うための交通規制計画の作成に努める。 (2) 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 (3) 交通規制を実施した場合の関係機関や市民等への周知について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関等の連携を日頃から図る。 (4) 災害時の混乱期において、規制要員となる警察官が不足する場合に備え、応援体制等の整備に努める。 (5) 規制用の標識灯の装備資器材の整備に努める。
港湾管理者・呉海上保安部	(1) 交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2 輸送体制の整備方針

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、ヘリコプター等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画については、県が作成するものを活用する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資器材及び救援物資等の多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。

このため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資器材等を輸送するため、次の輸送手段を確保する。

自動車	(1) 災害応急対策実施機関所有の車両 (2) 貨物自動車運送事業者所有の営業車両 (3) 民間の車両
船舶等	(1) 市又は国、県所有の船舶 (2) 海上保安部所属の船舶 (3) 民間船舶 (4) 漁船 (5) 自衛隊所属の船舶

※ 物資・人員輸送については、「資料編」参照

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画を作成する等、協力体制の強化に努める。

(3) 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時における被災者や救援物資、資器材等の輸送施設、救援物資、資器材等の集積拠点は、防災拠点（防災中枢拠点、地区拠点及び広域防災拠点）の中から、災害規模・被災状況に応じて指定する。なお、指定する施設については、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、災害時の安全性の確保に配慮する。

4 緊急輸送のための道路・港湾の障害物除去体制の整備

- (1) 災害時に効率的な道路及び港湾の障害物除去作業を実施できるよう、平素から関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立する。
- (2) 災害協定に基づく建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な障害物除去作業が実施できるよう、協力関係の強化を図る。
- (3) 陸上自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう、受入体制の整備に努める。

(空 白)

第11節 防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図る上で、市民の避難場所又は防災活動の拠点となるスペースを確保することは非常に重要であり、このスペースをより有効に活用するためには、想定される災害応急活動の内容等に応じた機能を複合的に有する「防災拠点」として整備していくことが必要である。

本市においては、次のとおり防災拠点の整備を促進する。

- (1) 全市的な防災の中核として、関係機関と連携し市役所を中心とする防災中核拠点の強化を図る。
- (2) 災害時には、避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための施設や空間が必要になるとともに、これらを支援する施設及び空間や、災害が大規模広域にわたる場合には市外から救援物資等を受け入れ、集積、配送、一時保管する機能が必要となる。
このため、これらの機能を有する防災拠点を、地域特性や機能に応じて適正に配置し、災害時には、これらを的確に運用することで、被害の極小化を図る。
- (3) 平常時の各施設や空間が本来必要とする機能とともに、災害時の活用にも配慮した整備に努める。
- (4) 市民の生活圏域を考慮して、小学校区を基本とした地域防災拠点づくりを進めるとともに、各市民センターを中心とする地区防災拠点や各地区に配置する防災支援拠点の機能強化に取り組む。
- (5) 広域的な連携に対応できるよう本市の特性を活かした陸・海・空の広域防災拠点を整備する。
- (6) 「呉駅周辺地域総合開発」においては、国と市が連携し、帰宅困難者等の一時滞在施設、代替交通の発着機能など、災害時の交通ネットワーク拠点として機能する交通ターミナルの整備を推進する。
- (7) 広域避難場所に指定されている入船山公園多目的広場において、観覧スタンドを備えた陸上競技場を新たに建設し、防災中核機能のバックアップ機能を担う拠点化を図るとともに、帰宅困難者等の受け入れや備蓄機能を強化するなど、災害時にも対応できる防災機能の整備を推進する。

【防災拠点の構成】

地域拠点	
地域防災拠点：市民の自主的な防災活動・避難生活を支える拠点	
・ 小学校・中学校 ・ 公園 ・ まちづくりセンター等 ・ 自治会館、集会所 ・ 民間施設等	・ 市民の防災活動拠点機能 ・ ライフスポット機能 ・ 避難所機能 ・ 備蓄機能
防災支援拠点：被災者等の生活の早期安定を支援する拠点	
・ 屋内施設 ・ オープンスペース ・ 医療機関 ・ 福祉施設等 ・ 商業施設	・ ボランティア拠点機能 ・ 情報拠点機能 ・ 緊急医療機能 ・ 要配慮者支援機能 ・ 支援型ライフスポット機能
地区防災拠点：市民センターを中心として地区生活圏の総合的な防災活動を担う拠点	
・ 市民センター ・ 消防署所	・ ボランティアセンター機能 ・ 情報収集発信機能 ・ 応急対策拠点機能

中枢拠点	
防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点	
・市役所 ・中央公園 ・呉市体育館	・災害対策本部機能 ・情報中枢拠点機能 ・避難所機能 ・ボランティアセンター機能 ・備蓄機能 ・救援物資・救援部隊の受入機能 ・中央地区の防災総合拠点機能
バックアップ拠点：防災中枢機能のバックアップ機能を担う拠点	
・消防局・西消防署 ・入船山公園多目的広場周辺	・災害対策本部補完機能 ・情報中枢拠点補完機能 ・備蓄機能 ・救援物資・救援部隊の受入機能 ・中央地区の防災総合拠点補完機能
広域防災拠点	
海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点	
・光町埠頭，築地町埠頭，宝町埠頭 ・阿賀マリノポリス地区	・救援物資，救援部隊の受入機能 ・救援物資の集積・配送・保管機能 ・医療機能
空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点	
【ヘリコプター緊急離着陸場等】 ・入船山公園多目的広場 ・海上自衛隊呉教育隊 ・焼山公園 ・虹村公園 ・黒瀬川河川防災ステーション ・大浦崎スポーツセンター ・明徳中学校グラウンド ・倉橋グラウンド ・安浦中学校グラウンド ・野呂川ダムグラウンド ・安登公園 ・川尻グラウンド ・川尻小学校グラウンド ・豊浜グラウンド ・豊小学校グラウンド ・架橋記念公園 ・旧下蒲刈小学校グラウンド ・大津泊庭園 ・県民の浜広場 【屋上ヘリポート】 ・呉医療センター ・中国労災病院	・救援物資，救援部隊の受入機能 ・緊急医療の広域搬送，後方支援機能

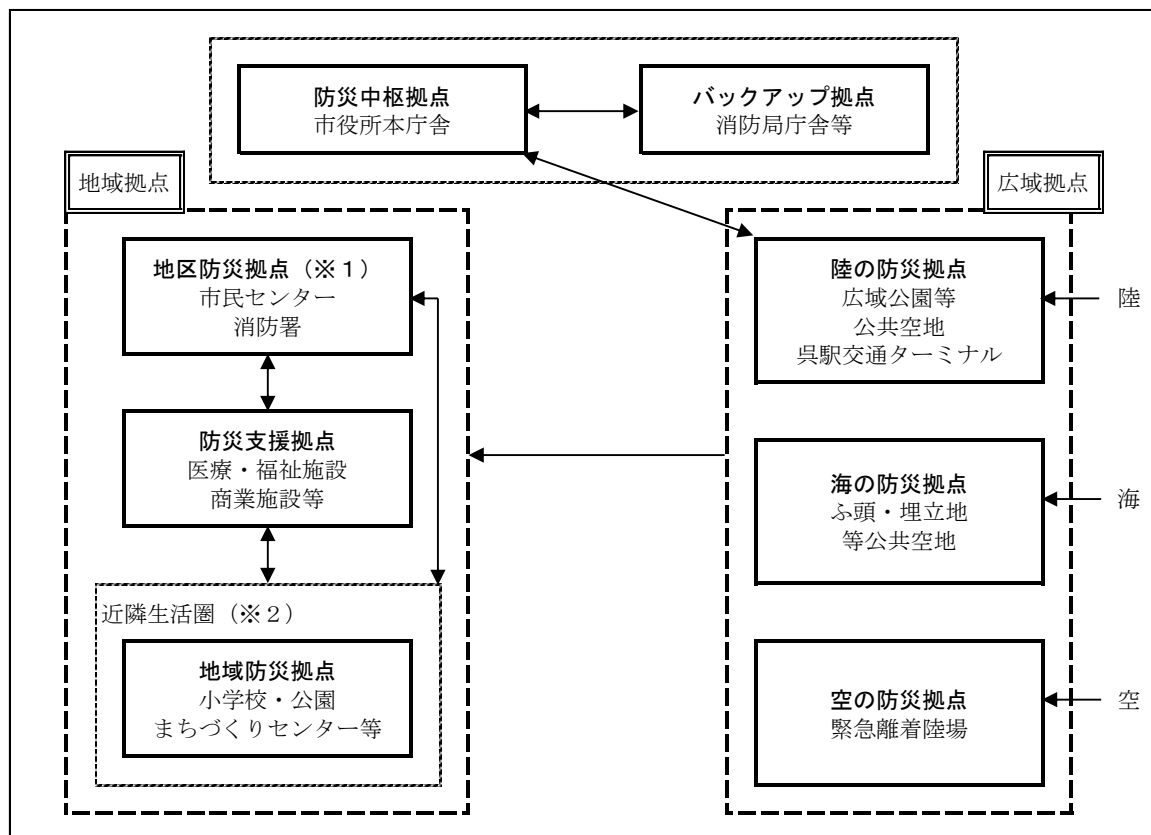
陸の防災拠点：陸上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点	
・二河公園周辺 ・入船山公園多目的広場 ・くれポートピアパーク周辺 ・広公園周辺 ・焼山公園周辺 ・安登公園周辺 ・大浦崎スポーツセンター周辺 ・恵みの丘蒲刈周辺	・救援物資、救援部隊の受入機能 ・救援物資の集積・配送・保管機能 ・救援部隊の活動支援機能 ・備蓄機能 ・広域避場所の機能
・呉駅交通ターミナル周辺	・帰宅困難者の受入れ、帰宅困難者への物資提供 ・非常電源機能 ・交通情報（公共交通の運行状況、復旧見込み、臨時便ダイヤ等）の発信 ・災害時代替交通の発着機能

※ ライフスポット： 災害時にライフラインが途絶した場合でも自立した生活を確保できるよう、ライフラインに頼ることなく生活を支援できる拠点のこと。

※ ライフスポット機能： 近隣の生活圏の公園、小学校、中学校、社会福祉施設、医療施設、生協、コンビニエンスストア、給油所などの地域の既存ストックを地域の防災システムに組み入れ、緊急時の防災活動に活用しようとする機能のこと。

※ 呉駅交通ターミナル： 国が整備する交通ターミナル及び市が整備する一般車乗降場並びにこれらと一体的に官民連携により整備する複合施設の総称のこと。

【防災拠点等のイメージ図】



※1 地区防災拠点：各地区の市民センターとする。ただし、中央地区は防災中枢拠点がこれを兼ねるものとする。

※2 近隣生活圏：中央・吉浦・警固屋・阿賀・広・仁方・宮原・天応・昭和・郷原・下蒲刈・川尻・音戸・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊の各地区の生活圏とする。

第1 地域防災拠点づくり

1 地域防災拠点の整備方針

- (1) 地域防災拠点は、地域の特性を考慮しながら概ね小学校区程度を対象とし、小学校、中学校や公園、まちづくりセンターなど市民に親しみ利用されている施設を中心に防災拠点としての機能の整備を促進する。
- (2) 地域防災拠点においては、避難所機能や防災活動拠点機能、情報拠点機能としての設備や事業者や商店街等との連携などを必要に応じて確保する。
- (3) 地域防災拠点の中核となる小学校、中学校やまちづくりセンターなどは、耐震化やバリアフリー等により防災機能の強化を図る。
また、学校開放やまちづくり協議会（委員会）の活動などを通じて日頃から市民の活発な施設の活用を図り、自主的な管理・運営を促進する。
- (4) 自主防災組織や福祉ボランティアなどの活動を支援し、民間・商業施設との連携や集会施設をはじめ地域住民の交流の場となっている施設など地域内にある防災資源を生かして、地域の実情に応じた防災拠点の形成を促進する。
- (5) 地域防災拠点については、災害時に地域で自主的に運営・活用できるよう、検討を進める。

【地域防災計画における各施設の位置づけ】

施設	位置づけ
小学校・中学校・まちづくりセンター等	学校開放などにより普段から市民に親しまれている学校や、日常的にレクリエーション活動等コミュニティ形成の場として活用されているまちづくりセンターを「第1開設避難所」、「第2開設避難所」と位置づける。 また、学校のグラウンドなどを「一時避難場所」と位置づける。
公園	日常的にレクリエーション活動等コミュニティ形成の場として活用されている公園を「一時避難場所」と位置づける。

2 地域防災拠点の機能強化

(1) 学校施設の防災拠点機能強化

ア 耐震化の推進

計画的に耐震性不足の校舎の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

イ 学校開放の推進

学校施設（グラウンド・体育館・図書室など）を地域住民に開放し、地域生涯学習の拠点化を進める。

ウ 地域と学校との連携による防災訓練の実施

地域と学校が自主防災組織等で実施する防災訓練に参加し、災害時の学校の防災拠点としての活用や児童・生徒の安全確保のための地域との連携などの訓練を行う。

(2) 公園整備、公園施設の防災機能強化

広いグラウンドやスポーツ施設などを有する公園は、日常的なレクリエーション活動や地域コミュニティ形成の場として、また、災害時には広域避難場所や一時避難場所、防災活動の拠点、支援や復旧・復興活動の拠点として活用される。

このため、これらの公園を地域の防災拠点となるよう、その機能強化を図る。

ア 地域の防災拠点となる公園の整備

防災上特に重要な公園については、災害時用仮設トイレや防災資器材庫の整備、飲料水兼用型耐震性貯水槽などにより、防災機能の強化に努める。

また、公園での雨水の活用やソーラーシステムの導入など環境にやさしく、災害時にも活用できる施設の整備を進める。

イ 公園の防災拠点活用のための環境づくり

公園を自主的な防災活動の拠点として活用するため、防災訓練での活用や日常の管理等を通じたコミュニティづくりを促進する。

また、公園づくりに当たっては、公園の防災機能は単に防災施設にあるだけではなく、日頃から市民に馴染まれていることがいざというときに役立つことから、計画段階や整備そのものについても市民の参加を促進し、防災拠点としての意識を高めるとともに、地域での自主管理が可能な環境づくりを進める。

(3) まちづくりセンターの活用と整備

ア まちづくりセンターの活用と整備

まちづくりセンターは、日常的なレクリエーション活動や地域コミュニティ形成の場として、近隣生活圏に1か所、若しくは2か所整備している。

災害発生時には、その大部分は第1開設避難所としての役割を担っており、地域の拠点として活用するため、備蓄食料及び備蓄品等を備蓄するなど、防災機能の整備を推進する。

イ まちづくりセンターを活用した要配慮者支援の環境づくり

日常の地域活動などを通じたつながりが災害時に果たす役割は計り知れない。

近くに知り合いがいることで得られる安心感、迅速な安否確認やそれぞれの状況に応じたきめ細やかな対応など、その役割は多岐にわたる。

まちづくりセンターでは、バリアフリーをはじめ要配慮者に配慮した様々な工夫を行うとともに、福祉団体等の活動や地域の防災活動を通じて福祉と防災の融合を図り、要配慮者支援が円滑に行うことのできる環境づくりを進める。

(4) 民間施設との連携

地域にある自治会館、集会所や商業施設は日常的な生活における交流の場であり、また、地域の情報発信の拠点でもある。工場などにはそこで働く人々を含め、技術や資器材、施設など災害時に有効な資源がある。

地域の防災力を高めていく上で、これらの民間施設は重要な役割をもっており、地域の防災活動などを通じて連携を深め、ともに安全で安心なまちづくりを目指すための環境づくりを進める。

ア スーパーや小売店舗等との連携

地域にある商業施設は、日常の買い物活動を通じて市民の交流の場となり、地域情報を提供できる拠点でもある。

また、独自の流通ルートを持ち、災害時に市民生活を支援する上で果たす役割は大きい。このため、スーパーや小売店舗等と連携協力し、地域交流や情報発信、災害時の地域の生活支援拠点となるよう働きかける。

イ ガソリンスタンド

過去の震災において、ガソリンスタンドは災害に耐え、早期の復旧と燃料等の供給に努めて、街の復旧に大きく貢献した。

そこで、大災害時の燃料供給や防災資器材の貸出し等の防災活動に協力が得られるようガソリンスタンドに働きかける。

ウ 地域の自治会館、集会所等の活用

地域の自治会館、集会所等を「地域開設避難所」として利用する。

このような施設を確保するために、自治会などの自治組織が集会所を建設、整備する場合の建設費の一部の助成などにより支援する。

エ コンビニエンスストア

コンビニエンスストア・外食事業者などと、災害時における帰宅困難者に対する水道水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスの実施について働きかける。

第2 防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実

1 防災中枢拠点の整備

災害対策に当たっては、全市の中枢となる災害対策本部を早期に立ち上げるための環境づくりと、その災害対策本部としての機能を強化しておくことが必要である。

このため、危機管理機能の強化、呉市体育館や中央公園との一体的な活用により市役所の拠点機能を強化するとともに、関係機関との連携により全市的な防災の中枢となる拠点を形成する。

(1) 防災中枢拠点の整備

災害時に防災中枢拠点となる現在の市役所本庁舎は免震構造であり、防災対策を講じるための施設としての機能やスペースを確保しているため、適正に維持管理を行う。

(2) 防災中枢拠点機能の強化

市役所の災害対策本部機能を強化するため、各対策部及び関係機関との連携並びに防災情報システムの取り扱い訓練等を実施し防災対応力の強化を図る。

また、国や県の防災行政機関やライフライン事業者等との連携を促進するとともに、中央公園の整備を進め、呉市体育館と併せて中枢拠点のバックヤードなどとして活用する。

中央公園及び呉市体育館は、地域の防災拠点となる公園と同様に、災害時用仮設トイレや防災資器材庫の整備、耐震性防火水槽、飲料水兼用貯水槽などにより、防災機能の強化に努めるとともに、公園での河川水の活用、ソーラーシステムの導入など環境にやさしく、災害時にも活用できる施設の整備を推進する。

(3) バックアップ機能の確保

市役所本庁舎等の代替施設として、消防局・西消防署庁舎、つばき会館、すこやかセンターくれ及び中央公園代替施設を位置づける。

また、市役所周辺の防災中枢機能のうち中央公園の代替地区として、入船山公園多目的広場周辺を位置づける。

この地区の整備に当たっては、海上自衛隊や呉医療センターなどの施設等と連携を図るとともに、入船山公園多目的広場内に整備する陸上競技場をバックヤードとして活用することで、中枢機能の代替強化を図る。

2 地区防災拠点の整備

地区防災拠点である市民センターや消防署所について、耐震性の向上を図り、自家発電の増強などによって自立した活動ができるよう機能強化に努める。

その他の庁舎や公共建築物についても、順次、建物構造の耐震強度や防災機能の強化に努める。

市街地対策事業や土地区画整理事業等の整備事業と連携し、オープンスペースの確保、ライフラインの強化、海や陸からのアクセスルートの整備等を進め、地区防災拠点機能の強化を図る。

(1) 市民センターの耐震化等の推進

災害時に地区防災拠点となる市民センターの耐震化や老朽化し狭隘な庁舎の改善や建替え整備に努める。

(2) 公共建物の定期点検

公共建築物の安全確保の徹底を図ることを目的に、建築基準法により（平成17年6月改定施行）義務づけられた、「一定公共建築物の建築物及び建築設備等の損傷、腐食その他の劣化状況及び安全に関する事項」について、建築士等有資格者による定期的な点検を行う。

※ 対象公共建築物：100㎡を超える特殊建築物（学校、病院、社会福祉施設、集会施設、市営住宅等）、階数が5以上かつ1,000㎡を超える事務所（庁舎、消防署等）

(3) 既存公共施設の防災対策

不特定多数の市民が利用する施設について、要配慮者を火災から守るため、内装の不燃化を図るとともに、安全と避難の確保を目的とし、現行の建築基準法に沿うことを目指した改修等に努める。

3 広域防災拠点の整備

(1) 陸の拠点

公園空間及びその近傍の体育館等の施設群を、大規模災害時における救援部隊のベースキャンプや救援物資等の集積・配送・一時保管場所、ヘリコプター緊急離着陸場などへの活用を考慮して配置、整備することで、陸の広域防災拠点を形成する。

また、現在、市が取組を進めている「呉駅周辺地域総合開発」においては、災害時の交通ネットワーク拠点として機能する交通ターミナルの整備を推進する。

一方、県や周辺市町の防災施設との連携や役割分担を図り、大規模災害時に効率的な運用を図る。

拠点の配置については、活用できる施設の整備状況、緊急輸送路ネットワークとの関係や市街地形成状況を配慮する。

呉駅交通ターミナルへの導入を目指す防災機能の概要

1 災害時の活用方針

災害発生直後や復旧期など復旧状況等に応じて必要となる防災機能の導入を目指す。

災害発生直後	・ 帰宅困難者の受入空間（一時滞在施設） ・ 非常電源機能 ・ 交通情報（公共交通の運行状況等）の発信 など
災害発生から数日	・ 帰宅困難者の受入空間（短期） ・ 帰宅困難者への物資提供 ・ 交通情報（復旧見込み等）の発信 など
災害復旧期※	・ 災害時代替交通の発着機能 ・ 交通情報（臨時便ダイヤ等）の発信 など

※ 臨時ダイヤ等による公共交通の運行再開後

2 災害時に備えるべき防災機能

- (1) 災害時に、代替輸送（バス・船・鉄道など）の拠点として機能する交通ターミナルを目指す。
- (2) デジタルサイネージ等を活用して、災害情報、各種交通機関の運行情報や代替輸送に関する情報、また、一時滞在施設の提供等、災害時の情報発信等の拠点として利用できる機能の導入を図る。
- (3) 帰宅困難者の一時滞在施設として、デッキ、待合施設等を活用する。
- (4) 帰宅困難者を短期間（3日程度）受け入れる空間として、複合施設や宿泊施設等と連携を図る。
- (5) 一時滞在施設等に非常電源を設置し、併せて携帯端末の充電設備設置について、通信会社と連携を図る。
- (6) 物資の備蓄・供給機能、一時滞在機能等の避難環境の確保について、周辺事業者との連携の強化を図る。

3 平常時と災害時を踏まえた機能分担

- (1) 新たに創出するデッキ空間や複合施設など、平常時は憩いや賑わいの場として機能している空間を、災害時には、帰宅困難者等の受入空間、情報発信拠点等として活用できるよう、防災性能の向上を目指した機能整備や運用を図る。
- (2) 中長期的には、災害時の非常用電源としてEV、FCV等を活用する手法を検討する。

(2) 海の拠点

市域内の埠頭等周辺空間や施設群を救援部隊のベースキャンプ、物資等のストックヤードやヘリコプター緊急離着陸場などに活用することを考慮して配置、整備することで、広島湾をはじめとする広域圏域をカバーする海の広域防災拠点を形成する。

地震が発生した場合の市民の避難や物資の緊急輸送等を確保するため、耐震を強化した岸壁等の整備に努めるとともに、周辺施設等の連携強化を図り、災害時の運営体制、支援体制の確立に努める。

(3) 空の拠点

空の持つ多面性、高速移動性を生かし、災害時の緊急物資の集積・配送・一時保管拠点、救援活動要員の受入拠点、緊急医療活動の広域搬送や後方支援基地として海上自衛隊呉教育隊や市域内の災害拠点病院などのヘリコプター緊急離着陸場の施設群等を活用する。

さらに、緊急時には、人員、資器材、緊急物資、傷病者などの搬送を円滑に行うため、ヘリコプター緊急離着陸場として活用できるオープンスペースを確保するなどにより、市域内外において初動時を含めた円滑な救援・救護活動が展開できる空の広域防災拠点を形成する。

4 防災施設の充実

(1) 総合備蓄拠点の整備

行政による備蓄の均等配置を図るため、小学校・中学校、まちづくりセンター等の「第1開設避難所」、「第2開設避難所」を基本とし地域備蓄拠点の整備を促進する。

地域備蓄拠点を補完するため、市域内に総合備蓄拠点の整備を推進する。

(2) ヘリポートスペースの充実

災害時に陸上交通が麻痺した場合、被害・火災情報の収集、防災対策要員の輸送、緊急患者等の救援部隊の輸送・転送、救助・救急用資器材の輸送、救援物資の輸送等にヘリコプターは重要な役割を果たす。

このため、市域内のグラウンド等の可能なところについては、ヘリコプター緊急離着陸場や臨時ヘリポートとして利用可能なスペースの確保に努める。

また、建築物の高層化に対応し、建築物（最高の高さ45m以上）の屋上にヘリポート等の活動スペースを確保するよう誘導する。ただし、ヘリコプター緊急離着陸場として国の許可が得られる建築物に限るものとする。

第12節 災害対策資機材等の備蓄体制の整備

第1 基本的事項

1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

2 実施責任者

市長（災害対策基本法第47条による）

3 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア 救助・救難用資機材
 - イ 消火用資機材
 - ウ 水防関係資機材
 - エ 流出油処理用資機材
 - オ 陸上建設機械
 - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ 被災宅地危険度判定資機材

4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等市民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

※ 備蓄品目については、「資料編」参照

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

ウ 県

原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

ア 市

庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、まちづくりセンター等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

イ 県

防災拠点施設等の県有施設及び民間倉庫等に備蓄する。

なお、医薬品等医療資機材については、災害拠点病院、災害協力病院及び県立病院への備蓄を考慮する。

第2 備蓄及び調達体制の確立

1 食料

(1) 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

(2) 備蓄量等

ア 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市対応後の2食分程度の備蓄に努める。

イ 備蓄品目

調理不要食、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

(3) 食料の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

2 飲料水

(1) 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 飲料水の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

3 生活必需品等

(1) 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、備蓄に努めるものとする。

(2) 備蓄量等

ア 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市対応後の1日分程度の備蓄に努める。

イ 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

(3) 生活必需品等の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、県及び市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

4 生活用水

(1) 雨水の有効利用

公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を検討する。

(2) 井戸の利用

ア 民間の既設井戸について、災害時に地域に開放してもらうよう地域住民に呼びかける。

イ 災害時に井戸を使用する場合の留意事項及びその他必要な情報を地域住民に対し周知する。

(3) 河川・プールの使用

河川やプールの水を災害用の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプ等の調達について災害協定を締結している業者と十分協議し、その協力体制の整備に努める。

(4) 家庭における備蓄の推進

風呂のため水、水道水の備蓄、雨水の貯留、市販水の確保等により、各家庭において生活用水の備蓄が行われるよう、広報誌や防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

5 医薬品等医療資機材

応急対策を円滑に実施するために、県、市及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(1) 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

(2) 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

(3) 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

6 防災資機材

県、市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(1) 救助・救難用資機材

県、市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

(2) 消火用資機材

県、市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(3) 水防関係資機材

県、市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(4) 流出油処理用資機材

県、市及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(5) 陸上建設機械

県、市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

(6) 被災建築物応急危険度判定資機材

県及び市は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

(7) 被災宅地危険度判定資機材

県及び市は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

(空 白)

第13節 災害廃棄物等の処理体制の整備

大規模な自然災害により大量に発生する災害廃棄物及びし尿の処理を適正かつ円滑・迅速に行う体制を整備する。

1 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 対象

風水害・地震災害により発生する災害廃棄物、避難所から発生する避難所ごみとする。

(2) 実施責任者

市の責務において行う。被害が甚大で市において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講じる。

(3) 維持管理対策

廃棄物の適正処理に影響が生じないように、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

(4) 災害廃棄物の仮置場の選定

大量に発生する災害廃棄物を処分までの間、一時的に仮置する「仮置場」を設置して対応するため、平時から候補地を選定しておく。

ア 法律・条例により土地利用が規制されていないこと。

イ 他の応急対策活動に支障のないこと。

ウ 周辺の環境衛生に支障がないこと。

エ 収集運搬等が効率的に実施できる立地状況であること。

(5) 廃棄物発生量の推定

災害廃棄物としては、家屋の損壊等により発生する廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、津波等による浸水被害による津波堆積物等が考えられる。

災害時における廃棄物の発生量は、次の発生原単位を目安とする。

	発生原単位
全壊	117.0 t /棟
半壊	23.0 t /棟
全焼（非木造）	98.00 t /棟
全焼（木造）	78.00 t /棟
床上浸水	4.60 t /世帯
床下浸水	0.62 t /世帯

2 し尿処理体制の整備

(1) 対象

風水害・地震災害に伴い、避難所に設置する仮設トイレ等や災害により便槽に流入した汚水などの尿とする。

(2) 実施責任者

市の責務において行う。被害が甚大で市において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講じる。

(3) 災害用仮設トイレの整備等

ア あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うレンタル業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。

イ 災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておくものとする。

(4) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲み取り式便槽及び浄化槽は、床下浸水程度の被害でも、水没や槽内に雨水・土砂等が流入することがあるため、水没した汲み取り便槽や浄化槽は、速やかに汲み取り清掃をして、周辺の消毒を行うことにより、被災地域の衛生環境を保全する必要がある。また、仮設トイレについては、被災地における防疫上、速やかに収集処理を行う必要がある。

したがって、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるよう貯留槽の調達を検討する。

災害時におけるし尿排出処理量は、次の数量を目安とする。

し尿処理量（一人1ヶ月分）	51.0ℓ
し尿の1人1日平均排出量	1.7ℓ
※ 仮設トイレは、避難者30人当たりに1基を基準に必要な数を算出する。（自宅生活者や帰宅途中の者なども人員に含めることも検討する。） 仮設トイレ平均貯留容量は約150ℓ/基であるので、し尿の1人1日平均排出量を約1.7ℓとすると、約3日に1回の収集が必要である。	

3 応援協力体制の整備

- (1) 災害廃棄物・し尿処理等の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について把握し、応援協定の締結等による体制を整備する。
- (2) 災害廃棄物処理体制の整備に当たっては、広域的な協力体制・被害情報収集体制を構築するとともに、県及び関係団体等との連携を密にして、調整に努める。

4 市災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生することにより市民の生活環境に大きな影響を及ぼすこととなり、速やかな応急対応や復旧・復興の支障となる。そのため、大規模な自然災害の備えとして、発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うことにより、市民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興の推進を図るため、「呉市災害廃棄物処理計画 令和2年8月」を策定した。

(1) 市災害廃棄物処理計画

市は、「呉市災害廃棄物処理計画」に基づき対応を行う。

計画では、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データ等基本的な事項を整理しており、実際に災害が発生した場合には、災害廃棄物の処理について具体的な事項を示した「災害廃棄物処理実行計画」を策定して対応する。

(2) 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市	県
・災害廃棄物の発生状況、施設被害等各種情報収集 ・自ら主体となって災害廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿の処理を実施 ・仮置場の選定・設置運営 ・災害廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿の収集の運搬・処分 ・県、他市町、民間支援団体との連携協力体制の調整・支援要請 ・災害廃棄物処理実行計画の策定等	・災害廃棄物処理に係る各種の情報集約、情報提供 ・県、県内市町、支援団体等の役割分担の調整 ・環境省、民間支援団体との連絡協力体制に係る調整・支援要請 ・市町相互協力体制に係る調整 ・被災市町への事務支援（処理方法、補助金申請等）、職員派遣 ・被災市町の災害廃棄物処理実行計画の策定支援（廃棄物発生量の推計等を含む） ・環境省の基本方針を踏まえた災害廃棄物処理検討 ・（大規模災害時、地方自治法に基づき被災市町からの事務の委託等を受けた場合）災害廃棄物処理の実施等

(空 白)

第14節 自主防災体制の整備

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進する。

1 重点実施項目

市においては、「呉市自主防災組織結成及び助成要綱」を策定し、自主防災組織育成や活性化に関する活動を積極的に推進するとともに、その活動経費の一部を助成するなど、自主防災組織の強化に努める。

自主防災組織の育成に当たり、重点的に実施する項目は次のとおりとする。

- ア 市民の関心を高めるため、研修会や説明会を開催する等の啓発活動を展開する。
- イ リーダーの養成、自主防災組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等による活性化を図る。
- ウ 活動拠点において、必要な資器材等の整備を推進する。
- エ 自治会連合会や地区自治会連合会などにおいて、企画・運営する防災訓練・防災イベントの支援を行う。
- オ 自主防災組織と消防団との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。
- ※ 呉市自主防災組織結成及び助成要綱については、「資料編」参照

2 基本的事項

(1) 実施責任者

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、実施責任者として自主防災組織の育成、指導に努める。

(2) 実施内容

実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努める。

- ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- イ リーダー育成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(3) 組織

自主防災組織は、原則として既存のコミュニティである自治会等を活用する。ただし、高齢化が進展していたり、組織が小規模であったりする自治会等にあっては、小学校区や中学校区などの単位で、既存の自主防災組織や自治会等が広域で新たに連合するなど、地域の住民が最も効果的に活動を行えるよう、地域の実情に応じて結成することができる自主防災組織の体制づくりに努める。

(4) 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
ア 情報の収集及び伝達体制の確立	ア 地域住民の安否確認（市民自身の身体への保護）
イ 防災知識の普及	イ 地域の避難行動要支援者への支援
ウ 防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築	ウ 被害の状況等情報の収集及び伝達
エ 地域における有効な防災情報（避難場所・避難所・避難経路・医療施設・公共施設・避難行動要支援者情報等）、危険箇所（崖崩れ・浸水想定区域・危険物施設等）	エ 出火防止・初期消火
オ 防災マップの作成	オ 負傷者の救出・救護
カ 防災訓練等の実施・参加	カ 情報の収集・伝達
キ 防災上の予防措置	キ 避難誘導・避難所開設への協力等
ク 防災資器材等の備蓄、点検	ク 避難所等における給食給水や救援物資の配給等の避難所運営への協力

3 自主防災組織の充実・強化

県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

第15節 防災訓練

災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うために、平常時から関係機関並びに自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア団体及び住民等との緊密な連携による各種防災訓練を実施し、災害に備える。

市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となつて行う「呉市総合防災訓練」のほか、地域住民等が主体となつて行う「地域防災訓練」、市職員等が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進する。

防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や活動要領等の習得に努める。

1 防災訓練の目的及び概要

市において実施する防災訓練の目的と、訓練の概要は次のとおりとする。

呉市総合防災訓練	目的	災害に対する市民、防災関係機関、行政の体制等の検証と、防災対応能力の強化を図る。
	実施主体	市、防災関係機関及び市民
地域防災訓練	目的	市民個人及び地域全体の防災対応能力の強化を図る。
	実施主体	地域住民（各地域において主体的に実施される内容等を市が支援する。）
職員災害対応訓練	目的	市及び防災関係機関における職員の防災対応能力の強化を図る。
	実施主体	市及び防災関係機関

2 防災訓練の種類・指導体制

(1) 防災訓練の種類等

防災訓練の実施に当たっては、次に示す項目の中から必要な種目を選定し実施する。

訓練の種類	回数等	実施主体
呉市総合防災訓練・水防訓練	年1回以上	呉市防災会議
消防・救助・救急訓練	随時	消防局・消防署
海上防災訓練（水難救助・油流出対策訓練を含む。）	年1回以上	呉海上保安部 消防局等
非常参集訓練 災害情報連絡訓練 医療救護訓練 災害応急・復旧訓練 その他の訓練	必要な都度	防災関係部局
地区防災訓練 避難（避難誘導）訓練 避難所の運営訓練 発見通報・初期消火・避難訓練 その他の訓練	必要な都度	防災関係部局 自治会・自主防災組織 事業所・学校等

(2) 防災訓練の指導・協力

市及び防災関係機関は、市民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、これに積極的に協力するものとする。

(3) 要配慮者への配慮

防災訓練に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、市民等の支援意識の醸成に努める。

(4) 防災訓練の事後評価

防災訓練を実施後は、速やかに訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善等に反映させるものとする。

3 防災訓練時の交通規制

市は、防災訓練の効果的な実施を図るため、災害対策基本法第48条第2項に基づき、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができるため、必要な場合には公安委員会に要請を行う。なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の規制標識を設置しなければならず、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行うものとする。

第16節 防災教育

市民の防災意識を高め、家庭や職場、学校等における地域の防災行動力を向上させるため、各種の災害についての必要な知識を、市職員及び市民等に周知徹底し、災害の未然の防止と災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限に防止する。

1 実施内容

- (1) 市は、市民等が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、また、「災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける。」「避難場所や避難所で自ら活動する。」、あるいは、「国、公共機関、市が行っている防災活動に協力する。」など、防災への寄与に努めるよう、自主防災思想の普及、徹底を図る。
- (2) 市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、まちづくりセンターや呉市防災センター、定期的な防災訓練を活用するなどして、自治会、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

市は、学校における消防団員・防災リーダー等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

市は、国、県が収集・整理した大規模災害の教訓や各種資料を活用するとともに、広く市民に閲覧されるよう広報する。また、災害の経験を教訓として次世代に継承するため、「呉市復興ミュージアム」として、展示パネル、映像資料、説明板などでの情報発信により、市民の防災意識向上に取り組む。

2 普及内容・実施方法

(1) 市職員に対する防災教育の方法及び主な内容

市職員に対する防災研修を実施する。

内 容	方 法
ア 洪水、高潮、津波、土砂崩れ及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識 イ 気象データの収集とデータ分析の方法 ウ 防災対策の現況と課題 エ 地域防災計画、各種マニュアルの内容 オ 関係機関の防災体制と各自の役割分担 カ 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等） キ 防災活動に関する基礎的知識（防災資器材の使用法、文化財、公共施設等に関する防災知識、応急手当等） ク 市防災情報システム・安否情報システム等の操作方法	ア 講習会、研修会の実施 イ 各種防災訓練への積極的参加 ウ 各種マニュアルや啓発資料の作成・配布 エ 過去の災害現場の現地視察等の実施

※ 防災知識に係る気象等に関する資料については、「資料編」参照

(2) 市民等に対する防災教育の方法及び主な内容

市民等に対する防災教育の方法及び主な内容は、次のとおりとする。

普及内容	実施方法
ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識	ア ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
イ 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識	イ テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設による普及啓発
ウ 火薬、危険物等の保安に関する知識	ウ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
エ 電気、ガス施設の安全確保に関する知識	エ 映画、スライド等による普及啓発
オ 建築物に関する防災知識	オ 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発
カ 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識	カ 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
キ 文化財、公共施設等に関する防災知識	キ その他時宜に即した方法による普及啓発
ク 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識	ク 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
ケ 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識	
コ 適切な避難行動の実践に必要な知識	
サ 基本的な防災用資機材の操作方法	
シ 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識	
ス 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など	
セ その他防災知識の普及啓発に必要な事項	

※ 市民等：自主防災組織、PTA、各種団体、まちづくり委員会（協議会）、自治会、事業所等

※ 防災知識に係る気象等に関する資料については、「資料編」参照

3 学校における防災教育

学校における防災教育は、次の事項を考慮して実施するよう努める。

(1) 各教科・特別活動等の学習における防災教育

各教科・特別活動等の学習における防災教育は、次の事項を考慮して実施するよう努める。

ア 体育（保健体育）科、理科、社会（地理歴史・公民）科、生活科、家庭科等の関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制等、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることにより意志決定ができるようにする安全学習を行う。
イ 理科や社会科の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育を行う。
ウ 学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に、課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。
エ 安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやり等の心や態度を育てるため、道徳科での指導と密接な関連を図る。
オ 総合的な学習の時間において、防災に関する課題を設定し取り組む。
カ 自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップや土砂災害対応携帯マニュアルの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校行事としての防災教育

- ア 避難訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造等を十分考慮して作成する。
- イ 避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図る等により、事前事後指導を意図的に実施する。
- ウ 休憩時間や放課後等の授業時間外や、校外での活動中に発生した場合を想定した避難訓練を実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導する。
- エ 避難訓練は、地域の住民等に参加を呼びかける等活性化の工夫をし、継続して行う。
- オ 市防災担当者や災害体験者の講演会、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

- ア 災害時における校内の連絡体制、児童生徒及び施設の安全確認、児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、初期消火の方法、児童生徒の心のケア、避難所の開設・運営方法等災害時に特に留意する事項に関する研修を行い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- イ 指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ的確な行動がとれるようにしておくものとする。

4 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(空 白)

第17節 災害ボランティア活動の環境整備

日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会、呉市社会福祉協議会等の関係機関及び県と連携し、災害時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整等、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、活動環境の整備を図る。

1 実施内容

- (1) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア団体等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。
- (2) 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、県・市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 市は、災害ボランティアの活動環境として、市・市社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体等で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修等を通じて推進するものとする。
- (4) 市は、市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市は、それを支援する。
- (6) 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、日本赤十字社広島県支部、県・市社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。
- (7) 市社会福祉協議会は、市と協議して災害時に設置・運営する災害ボランティアセンターに関して役割分担等を定める「くれ災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を整備する。

2 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動内容は、専門知識・技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの二つに区分される。

また、この他に、一般・専門ボランティアが活動しやすいよう関係機関との調整等を行うボランティアコーディネーターの活動がある。それぞれの活動内容は、次のとおりである。

専門ボランティア	(1) 救助・救急 (2) 医療 (3) 高齢者・障害者等の介護 (4) 農林・土木関係（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面鑑定士を含む砂防ボランティア、被災建築物や被災宅地の危険度判定等） (5) 通訳（外国語・手話） (6) アマチュア無線
一般ボランティア	(1) 避難生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け、配給等）

	(2) 避難所運営の協力 (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達 (4) 清掃等の衛生管理
ボランティア コーディネーター	(1) ボランティアと要支援者の連絡・調整 (2) ボランティア活動に関する助言・相談 (3) ボランティアの発掘、登録、斡旋等

3 ボランティアの受入体制の整備

(1) ボランティアの活動拠点及び資器材の提供

市は、災害ボランティアの活動拠点として、積極的に庁舎、まちづくりセンター、学校などの一部を提供することとし、平常時から関係機関との連携を図る。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資器材については、可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

(2) ボランティア補償制度又は保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティア補償制度又は保険制度の確立に努める。

4 災害ボランティアとの連携・育成・普及啓発

(1) 災害ボランティアとの連携体制の整備

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO、NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

連携体制を構築するに当たっての留意事項は、次のとおりである。

専門ボランティア	○応急対策において、必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。 ○災害時の意思の疎通を円滑にするため、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。
一般ボランティア	○ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録等を行う体制の整備に努める。

(2) 災害ボランティアの育成

県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努める。

(3) 災害ボランティアの普及・啓発

県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、ボランティアの受入れのためのマニュアルを作成し、随時、見直しを行う。

また、細部計画の円滑な運用について、市社会福祉協議会等の関係機関と調整を図るとともに、被災状況をはじめとする情報伝達体制等の活動環境の整備に努める。

第18節 企業防災の促進

国の防災基本計画には、「国民の防災活動の環境整備」の一つとして「企業防災の促進」を掲げていることから、企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図る。

1 事業所等の重点実施項目

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生、防災資器材や水、食料等の備蓄等）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- (2) 地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
また、企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

2 市が行う重点実施項目

- (1) 市は、消防法に定める自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る。
- (2) 市は、企業防災の取組に資する情報提供等を推進するとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努める。
- (3) 市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- (4) 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(空 白)

第19節 要配慮者の安全確保体制の整備

近年の災害においては、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）が犠牲になるケースが多く見られる。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）が今後さらに増加することが予想される。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者の安全を確保するために、次の対策を積極的に推進する。

1 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 市は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態にあわせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の標識の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確な対応が可能となるよう気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。

- (2) 市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできる限り回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

2 社会福祉施設・病院等における対策

(1) 防災設備等の整備

ア 社会福祉施設等において、建築物の不燃化対策を指導する。

イ ライフラインの供給停止に備え、入所者や入院患者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品、医療資器材等の備蓄を行う。

ウ 予想される災害の種類に応じた防災資器材や非常用自家発電設備等の備蓄・整備に努める。

(2) 組織体制の整備

ア 社会福祉施設や病院の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

その際、職員の動員困難や照明の確保が困難な場合の通報連絡、入所者等の避難誘導體制に十分配慮する。

イ 社会福祉施設や病院の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣市民や地域の自主防災組織、自治会、事業所等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

ウ 社会福祉施設や病院の管理者は、非常通報装置の設置に努め、緊急時における情報伝達手段、方法を確立するとともに、災害時における施設間相互の緊急連絡体制の整備・強化を図る。また、災害情報を入手するための防災情報メールの利用を推進する。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設や病院の管理者は、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や入院患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施する。

(4) 避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 地域における対策

(1) 避難行動要支援者の支援体制の整備

ア 避難支援制度の策定

市に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための計画を策定し、適宜見直しを行う。

この際には、消防機関、県警察、民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織など、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）の参画を促すものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(7) 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の対象は、次のとおりとする。

対象範囲
生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方 - a 一人暮らしの者又は満65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の認定を受けている者 - b 身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者 (a) 肢体不自由障害のうち下肢機能、体幹機能又は移動機能に障害を有し、その障害の程度が1級、2級又は3級 (b) 視覚又は聴覚に障害を有し、その障害の程度が1級又は2級 - c 療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が㊦又はAである者 - d 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級である者 - e 難病により、呉市の障害福祉サービスを受けている者 - f a から e に掲げるもののほか、難病等により特に避難等の支援が必要と認められる者

(i) 避難行動要支援者の把握

市は、市域に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

また、市長は、難病患者に係る情報等、市で把握できていない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

市は、避難行動要支援者の把握に努め、次により更新を行い、避難行動要支援者名簿情報（以下「名簿情報」という。）を最新の状態に保つよう努めるとともに、庁舎に被害等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。

- a 新たに市に転入してきた要介護認定や障害認定を受けた者や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載したものに対して、避難支援等関係者に対して平常時から名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- b 転出や死亡等により、避難行動要支援者の移動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。
- c 避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所や医療機関への長期間の入院等をしたことを把握した場合も同様とする。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

市は、平常時から名簿情報を提供することについて同意の得られた避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。なお、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

【市が講ずる措置】

- (ア) 避難行動要支援者名簿は、氏名、住所などの個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (イ) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用により共有、利用されないよう指導すること。
- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- (キ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (ク) 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱に関する研修を開催すること。

エ 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

発災時における避難行動要支援者名簿の活用に当たって留意すべき事項は、次のとおりとする。

(ア) 避難のための情報伝達

a 高齢者等避難等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「呉市避難情報の発令・伝達マニュアル」に定める高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準に基づき、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のことについて特に配慮すること。

- (a) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- (b) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- (c) 高齢者や障害者に合った必要な情報を選んで流すこと。

b 多様な手段による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、広報車などを組み合わせた多様な手段を活用した情報伝達を行う。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援等

a 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援等については、名簿情報に基づき避難支援等を行う。

ただし、避難支援等に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保について十分に配慮する。

b 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域での避難支援等関係者等の安全確保の措置を定めるものとする。

この際、避難支援等関係者、避難行動要支援者等を含めた地域住民全体で話し合っており、ルールを決め、計画を作り、周知するよう努めるとともに、その上で、一人一人の避難行動要支援者には避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

c 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務

名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密は漏らしてはならない。

【正当な理由】

災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合など。

d 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援等

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援等については、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の避難支援等のために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとする。なお、避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者の名簿情報の提供を受けたものは、「ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等」における市が講ずる措置の他、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

e 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難場所等において避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引継ぐものとし、名簿情報は避難所生活後の生活支援に活用する。

f 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者等と協定の締結に努める。

オ 個別避難計画の作成

(ア) 市地域防災計画に基づき、地域の実情等を踏まえ、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会、自主防災組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

また、県が提供する事例や留意点、研修会を活用する。

- (イ) 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
 - (ウ) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
 - (エ) 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、災害対策基本法第49条の15第2項に基づき、あらかじめ消防機関、県警察、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
 - (オ) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
 - (カ) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
 - (キ) 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に第1次福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (2) 防災設備、物資、資器材等の整備
- ア 災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを働きかける。
 - イ 高齢者、乳幼児、疾病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制の整備を推進する。
 - ウ 一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。
 - エ 聴覚障害者に対する災害情報伝達のための防災情報メールや文字放送受信システムの普及に努める。
 - オ 在宅の要配慮者に対する消火器、住宅用火災警報器、防災物品、自動消火装置の付いた火気設備等の防災機器の設置の推進を図る。
- (3) 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施
- ア 講習会の開催、印刷物の配布等、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発を行う。
 - イ 各地域の防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。
 - ウ 民生委員・児童委員やホームヘルパー等の高齢者又は障害者の居宅状況に接することができる者が、家庭における家具の転倒防止等の防災知識を普及できる体制の整備に努める。
- (4) 防災基盤の整備と関係機関等との連携強化
- ア 避難所における段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。
 - イ 県、他の市町及び福祉団体等と連携し、必要に応じて市内又は市外の社会福祉施設等に一時的に避難できる環境を整備する。
 - ウ 福祉団体と連携して、市内の社会福祉施設等を福祉避難所として指定するための協定の締結の促進に努める。

(5) 観光客対策

災害時における避難場所、避難所、避難経路等が明確に分かる標識、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努める。

(6) 外国人住民（旅行者を含む）対策

ア 外国人住民（旅行者を含む）の啓発（自ら備えてもらう）

市はホームページ等を活用し多言語にて、災害に対する日頃の備え、災害発生時の行動等、基本的な対応方法について周知する。

イ 支援体制の整備（関係機関等との協力体制の構築）

市は、次のとおり関係機関等との協力体制を構築するよう努める。

(ア) 医療関係機関と協力し、多言語医療問診票等を活用した診療体制をあらかじめ構築する。

(イ) 外国人技能実習生を受け入れている企業等の通訳等や日本語教室等のボランティア団体等による平常時の在住外国人向けの支援の枠組みを効果的に活用した支援体制をあらかじめ構築する。

ウ 情報伝達体制の整備（多言語情報提供、通訳・翻訳者確保、情報伝達手段整備）

市は、多言語による情報提供のツールを整備するとともに、翻訳機等の各種ツール等を使用するための市職員のスキルアップを図る。なお、多言語による情報提供ツールについては、市や、民間団体、民間企業等が提供しているものを活用する。

【ツールの例】

- ① ピクトグラム
- ② 防災に関する外国語会話集
- ③ コミュニケーションカード
- ④ 多言語の防災啓発パンフレット
- ⑤ 携帯電話・スマートフォンのアプリ 等

エ 防災訓練と防災教育の実施（訓練、パンフレット配布）

市は、外国人住民（旅行者を含む）に対して、災害の特徴、災害発生時の対応等について防災に必要な知識の普及・啓発を行う。

第20節 動物の愛護と保護体制の整備

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、広島県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

また、市は、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、広島県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (3) 県、他の市町への連絡調整及び協力要請

3 動物愛護の活動方針

- (1) 広島県獣医師会等関係団体を中心となり、被災動物の保護、援護を行う。
- (2) 市は、広島県獣医師会等関係団体を支援する立場から、情報の提供、動物の保護及び医療の援護活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供を行う。
- (3) 市は、避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行う。
- (4) 動物の保護及び動物医療に従事する者は、被災市民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。

(空 白)

第21節 調査研究

豪雨、台風や地震等による災害は、その態様が広範かつ複雑であり、風水害対策や震災対策の推進においては自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となるため、県及び防災関係機関と協力し、各種災害による被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

1 県の実施する地震被害想定調査への協力とその結果の活用

- (1) 県では、地震災害をはじめ、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期すこととしている。

主な実施項目は、次のとおりである。

- ア 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- イ 災害（地震）の原因及び災害（地震）に関する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- ウ 調査研究の結果の公表

- (2) 震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。

したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりまぜた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う必要がある。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善すべき事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資することも重要である。

県において、今後、新たに地震被害想定調査等が行われる場合には、必要な協力を行う。

- (3) 市は、県が実施する災害（地震）の原因及び災害（地震）に関する措置等についての科学的、技術的な調査研究の結果を踏まえ、防災まちづくりや災害応急対策の基礎資料とする。

2 その他の調査研究

実践的な訓練や、災害図上訓練、避難所運営ゲームなどを実施することにより得られた訓練の結果を、防災施策に反映するための方法を研究する。

また、過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等に努める。

(空 白)

第22節 業務継続計画（BCP）の策定

1 方針

市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、呉市業務継続計画（BCP）を策定して、災害発生時の行政機能の確保等に努める。

2 業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画は、災害発生時に、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な業務の継続により、市民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。

市では、災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し、共通資源（ヒト、モノ、情報）の準備や対応方針を定める。

3 災害時優先業務

大規模地震を想定し、市民生活や社会経済活動等への影響を最低限度に防ぐため、市地域防災計画に定められている応急・復旧業務に加え、継続すべき通常業務を特定する。

4 職員の参集予測

執務時間外において、徒歩による参集が可能な職員数を予測する。

(空 白)

第23節 呉港港湾事業継続計画（呉港BCP）

1 呉港港湾事業継続計画（呉港BCP）の基本方針

「呉港港湾事業継続計画」（以下「呉港BCP」という。）は、大規模地震等の危機的事象により被害が生じた際に、呉港が担う流通及び旅客輸送の機能を最低限維持し、若しくは早期に復旧できるように、①危機的事象発生時に行う具体的な対応（対応計画）、②平素から継続的に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等について整理・明確化することを目的とする。

呉港BCPは、港湾関係機関・団体を構成会員とする「呉港BCP連絡協議会」（以下「協議会」という。）による議論を踏まえ、『危機的事象発生後の重要機能の維持・早期復旧を目指し、港湾関係者の役割や対応の手順、復旧目標等を明確化するとともに、その実効性を確保すること』を基本方針とする。

2 実施体制

呉港BCP策定主体及び同BCPに基づくマネジメント活動の実施主体として官民の港湾関係者により協議会を設置し、継続的に運営する。

3 対象とする範囲

呉港BCPは海上輸送ルートの確保を目的としたものであるため、海上から耐震強化岸壁等を経由し、「救援物資・人員輸送拠点」に接続する臨港道路を含めた緊急輸送道路（その他道路）に至るまでの区間を対象とする。

4 重要機能及び対象期間

呉港では、広島県中央地域の外内貿物流機能、背後地域の海陸交通の旅客機能等の拠点として役割を果たすことが重要課題となっていることから、重要機能は緊急輸送対応（『緊急物資輸送』及び『人員海上輸送』）に加え、『バルク貨物輸送』とする。

また、呉港BCPは、発災後、前述の緊急輸送対応機能が回復するまでの期間を対象とする。

(空 白)

第24節 地区防災計画

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市内の一定の地区の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進する。

- 1 地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案できるものとする。
- 2 市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう地区居住者等から提案を受けた市防災会議は、必要があると認めるときには、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- 3 地区居住者等は、災害時に実際に地区防災計画に規定された防災活動を実施できるよう、市と連携して防災訓練を実施するものとする。
- 4 地区防災計画は、当該地区防災計画に係る地区居住者等が主体的に継続的な見直しを行うものとする。

(空 白)

第25節 広域避難の受入れに関する計画

1 方針

災害対策基本法の規定に基づき、県内他市町、又は県外市町村において災害が発生し、被災した住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、県内他市町又は県から一時的な滞在のために当該被災住民の受入要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

2 被災住民の受入れ

(1) 市は、被災県内他市町又は県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて、被災県内他市町又は県と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなど被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理するその他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

市は、県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県への支援要請

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は県に対して支援要請を行う。

(空 白)

第1節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施

災害発生後においては、応急対策と並行してできる限り早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等が大きな柱となる。

また、大規模災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを災害前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いもの、かつ、呉市の特色を生かしたものに改変することが求められるので、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。

1 災害復旧・復興体制の確立

計画目標	災害発生後、可能な限り早い時期に復旧・復興方針を決定し、体制を確立
------	-----------------------------------

(1) 災害復旧・復興方針の決定

応急対策がある程度完了し、災害対応が収束に向かった段階において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。

- ア 発災前の状態に復旧するだけで十分か、被害の原因を究明し抜本的な対策を実施すべきかについての方向性
- イ 復旧・復興に関する被災地住民からの意見聴取と方針の住民説明並びに合意形成
- ウ 関係各課の連携による全庁横断的な対策を実施するための体制構築
- エ 呉市長期総合計画等の上位・関連計画に定める重点項目等との整合性

(2) 災害復旧本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は復旧・復興方針の決定後の早い段階において「災害復旧本部」を設置し、復旧対策を推進する。

災害復旧本部の体制は、市長が別に定める。なお、状況に応じて適切な体制をとる。

また、大規模災害時においては、災害復旧本部に代わり、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。

この場合における体制等は本節「4 大規模災害時における復旧・復興」による。

※ 災害復旧本部の体制については、「資料編」参照

2 災害復旧事業計画の作成

関係各課は、所管する施設等の被害状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積もり、法令に基づき「災害復旧事業計画」を作成する。

※ 災害復旧事業計画については、「資料編」参照

3 災害復旧事業の実施

(1) 基本方針

- ア 被災施設等の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、物資、資材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力し、迅速かつ円滑に事業を行う。
- イ 被災地の住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に復旧を行う。また、高齢者、障害者等の要配慮者及び男女共同参画の視点から女性の意向にも配慮する。
- ウ 災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所等については、原状復旧を基本にしつつも、再発防止等の観点から可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- エ ライフライン施設の管理者及び交通機関等は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- オ 被災状況を的確に把握するよう十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(2) 国又は県による事業費の一部負担又は補助

災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

(3) 激甚災害に関する財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けた場合において、同法による国の援助、助成等を受けて災害復旧事業を行う。

この場合において財政援助等の対象となる事業は、本章第3節「激甚災害の指定」を参照すること。

4 大規模災害時における復旧・復興

計画目標	災害発生後、可能な限り早い時期に復旧・復興方針を決定し、体制を確立
------	-----------------------------------

(1) 災害復興本部の設置

大規模災害においては、都市構造や産業基盤の改変を伴う高度かつ複雑な復興事業を速やかに実施する必要があるため、概ね発災後の早い時期に市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、災害復興計画の策定、災害復興事業実施に関する総合調整等を行う。なお、災害復興本部が設置された場合、災害対策本部は災害復興本部と連携し、救援物資の配布、生活安定対策等の応急・復旧対策に継続して取り組むものとする。

(2) 災害復興体制の整備

ア 災害復興本部の体制は、災害復旧本部の体制を準用し、必要に応じ、災害復興計画の策定を含む復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。

イ 既成市街地が大きな被害を受け、広範囲にわたって全面的整備を要する場合においては、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる検討委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。

ウ 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

(3) 災害復興の推進

概ね次に示す流れに従って、災害復興を推進する。

ア 災害復興体制の確立	(ア) 基本方針の策定組織の設置と検討着手 (イ) 基本計画を策定する復興計画審議会の設置準備 (ウ) 庁内の復興検討組織の設置と検討開始 (エ) 議会との連携 (オ) 復興推進区域、重点復興区域指定の検討 (カ) 建築基準法に基づく建築制限の検討
イ 災害復興基本方針の策定	(ア) 災害復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 (イ) 災害復興基本計画の策定着手 (ウ) 復興推進区域、重点復興区域指定の都市計画決定の調整 (エ) 建築基準法に基づく建築制限の実施 (オ) 条例制定に関する検討開始
ウ 災害復興基本計画の策定	(ア) 災害復興基本計画の策定、公表及び周知 (イ) 地区別整備計画の策定、公表及び周知
エ 災害復興事業計画等の策定	(ア) 災害復興事業計画の決定（地区別細部計画の策定も含む。） (イ) 住民・事業所等の合意形成
オ 各事業の推進	

第2節 生活再建等支援対策の実施

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 被災者の生活相談

計画目標	災害発生から48時間以内を目標に相談窓口を開設
------	-------------------------

発災後、速やかに市役所本庁舎や各支所並びに避難所等において、被災者のための相談窓口を開設し、必要に応じて他の関係機関と連携の上、次に示す事項を主とした相談業務を実施する。

また、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

相談の内容	(1) 罹災証明に関する事項（被害調査の実施、証明書の発行等） (2) 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等） (3) 住宅に関する事項（片付けを行うボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等） (4) 生活安定に関する事項（税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等） (5) 健康相談、避難行動要支援者及び児童等への支援 (6) 外国籍住民への情報提供 (7) 職業のあっせん等
-------	---

※ 相談窓口については、「資料編」参照

2 罹災証明の交付

計画目標	災害発生から72時間以内を目標に被害家屋等の調査を開始 災害発生から1週間以内を目標に罹災証明の交付を開始
------	--

(1) 罹災証明の目的

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し付け等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく罹災証明書を交付することを目的とする。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋等について、以下の項目の証明を行うものとする。

罹災証明の対象		罹災証明を行う者
建 物	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）	市長
その他	建物（火災によるものを除く。）・土地以外	
建 物	火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや、水汚損、煙損、破損	消防署長
その他	建物以外（火災によるものに限る。）	

(3) 罹災証明の交付

災害により被害を受けた家屋等の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとし、前項の罹災証明を行う者が申請を受け付け、罹災証明書を作成し、これらの者に交付する。ただし、火災の罹災証明については、呉市火災調査規程第63条の規定に基づき行う。なお、罹災証明書の交付について被災状況が確認できないときは、申請者の申告により罹災届出証明書を交付することができる。

なお、住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 罹災証明等の様式

ア 被災者台帳（様式第1号）

イ 罹災証明書（様式第2号）

ウ 罹災証明書交付申請書（様式第3号）

エ 罹災届出証明書（様式第4号）

オ 罹災届出証明書交付申請書（様式第5号）

※ 罹災証明等の様式については、「資料編」参照

※ 火災の罹災証明の様式は、呉市火災調査規程第63条に規定する罹災証明交付申請書、罹災証明書及び代理権授与証明書による。

(5) 被災者台帳の作成

市は、市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成する。

ア 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (カ) 援護の実施状況
- (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (ク) その他

イ 台帳情報の利用及び提供

市は、次の条件に該当する場合、被災者に対する援護に必要な限度で、台帳情報を市内部で利用するとともに外部に提供する。

- (ア) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (イ) 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

(6) 認定書の交付

市長は、(独)住宅金融支援機構融資の借入希望者から災害復興住宅に関する認定書の申請があったときは、速やかに当該家屋の被害状況等を調査し、認定書を借入希望者に交付する。

(7) 保存期間

被災者台帳及び罹災証明書交付申請書の保存年限は、5年とする。ただし、火災の罹災証明の保存年限は、10年とする。

(8) 罹災証明に関する広報

罹災証明手続を円滑に行うため、相談窓口を設置するとともに、ホームページや広報紙等により周知を図る。

3 義援金、義援品の受付・配分

計画目標	災害発生から72時間以内を目標に義援金、義援品の受付を開始
------	-------------------------------

(1) 義援金の受付・配分

義援金の受付に当たっては、市のほか日本赤十字社、共同募金会及び県等が主な窓口となる。なお、配分に当たっては、義援金配分委員会を設置し、支給対象者の範囲や配分金額等を決定する。

ア 義援金の受付

(ア) 災害対策本部又は災害復旧・復興本部（以下「災害対策本部等」という。）は、被害の程度に配慮し、積極的な義援金の受付を行うか否かを判断する。

(イ) 金融機関に預金口座を開設し、受付を行う。

(ウ) 受付先の口座番号等を県に報告するとともに、報道機関等を通じて広報する。

(エ) 義援金を直接呉市が受領したものについては、原則として寄託者に受領書を発行する。

イ 義援金配分委員会の設置と交付内容等の検討

(ア) 義援金を募集、配分するために、市、自治会連合会、女性連合会、赤十字奉仕団、民生委員児童委員協議会、呉市社会福祉協議会等からなる「呉市義援金配分委員会」を設置する。

(イ) 義援金配分委員会では、被害程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を決定し、迅速に行うものとする。

(ウ) 避難所や被災地に居住する市民に対し、義援金の配分項目、配分要領について広報する。

ウ 義援金申請書類の受付・交付

(ア) 本庁に窓口を設置し、被災者の提出する申請書類について、義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合していることを確認し、義援金を交付する。なお、必要に応じて、各支所及び避難所への窓口設置を検討する。

(イ) 受付・交付に当たっては、申請者の身分証明書の提示を原則とする。

(ウ) 必要に応じて、罹災状況の調査を行う。

(エ) 配分者の情報をデータベース化し、支給者を正確に記録することにより重複支給を避ける。

(2) 義援品の受付・配分

義援品の受付・配分に当たっては、災害対策本部等が窓口となり受入れを行うとともに、避難所、県及び報道機関との連絡を行う。

ア 義援品のニーズの把握と広報活動

(ア) 災害対策本部等は、被災者からの問い合わせや避難所等における聞き取り等により、義援品のニーズを把握し、必要な物資を決定する。

(イ) 必要な物資（品目、総量）のリスト及び送り先について、報道機関等に広報の要請を行い、これを公表するものとする。

また、受入れに当たっての留意点として、次の事項を伝達するよう依頼する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a 救援物資を送付する際は、梱包の段ボール等に内用品を明記し、品目ごとに色分けなど識別できるように梱包する。 b 生鮮食品は避けること。 c 未使用品に限ること。 |
|---|

イ 受入れの窓口と場所の確保

(ア) 災害対策本部等は、物資受入れのための連絡窓口を設置する。連絡窓口では、運び込みを希望する物資、数量等を確認し、送付先を指示する。

(イ) 大量の物資が送られてくることを想定し、物資の集積場所を別に定め、被災者への円滑な給付に努めるものとする。なお、受入物資は、あらかじめ定めた場所において整理を行った上で、避難所等に搬入する。

ウ 物資の仕分及び配分

避難所等では、自治会、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、物資の搬入及び仕分けを行い、避難者に配分する。なお、この際被災者のニーズを把握し、物資の種類数量に偏りのないよう適正な配分に努める。

4 融資・貸付その他資金等による支援

各種法令等に基づき、融資・貸付その他資金等による支援を次のとおり実施する。

(1) 支援制度

支援制度	概 要
災害弔慰金 災害障害見舞金	ア 呉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年呉市条例第32号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。 イ 災害見舞金の支給に際しては、臨時広報誌等により住民への広報を行うとともに、民生委員等の協力を要請する。
被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊等となった次の被災者に対し、その生活の再建を支援するために支援金を支給する。 ア 住宅が全壊した世帯 イ 住宅が半壊または敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯 ウ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯 エ 大規模半壊した世帯 オ 中規模半壊した世帯

※ 主な支援の制度・概要については、「資料編」参照

(2) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付け、農業協同組合、各種金融公庫その他金融機関の融資制度により、被災者の生活安定等を図る。

融資制度	概 要
災害援護資金	災害救助法の適用があった場合において、災害により家財等に被害を受けた世帯に対する生活再建資金として、災害援護資金の貸付を行う。
生活福祉資金	ア 被災した低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対する生活再建資金として、生活福祉資金の貸付を行う。 イ 貸付けの申込は、呉市社会福祉協議会又は民生委員・児童委員を經由して広島県社会福祉協議会へ行う。 ウ 貸付に当たっては、所得制限が設けられている場合がある。 エ 他の公的資金の貸付を受けることが可能な世帯は、原則として本制度の対象外である。
母子父子寡婦福祉資金	被災した母（父）子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、住宅資金や転宅資金等の貸付を行う。
住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅融資）	住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる災害の場合、県と協力の上、借入れ手続の指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

融資制度	概 要
中小企業等への融資	県等が実施する次の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。 ア 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度による緊急融資等及び貸付けを行う。 イ 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付け等の適用について、関係機関に要請する。 ウ 激甚災害の場合は、小規模企業者等設備導入資金借主に対し償還期間の延長を行う。 エ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行い、必要な場合は償還免除を行う。 オ 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、条件の緩和等への配慮を要請する。
農林水産業関係者への融資	ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する次の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。 イ 天災融資法の規程に基づき融資を行う金融機関に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。

※ 主な融資の制度・概要については、「資料編」参照

(3) 被災市民に対する公的徴収金の猶予、減免措置制度

被災者に対する応急措置として災対法第85条の規定により、罹災者に対し、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、所得税、市民税などの公的徴収金の減免措置を行う。

救済制度	救 済 制 度 の 内 容
国税の減免及び徴収猶予など	被災者に対する ア 所得税の減免 イ 源泉徴収所得税の徴収猶予 ウ 相続税又は贈与税の減免など
地方税の減免、徴収猶予など	被災者に対する ア 地方税（県民税、市民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、軽自動車税、固定資産税）の減免 イ 地方税の徴収猶予 ウ 地方税の納付期限の延長など
国民健康保険料の減免など	被災者に対する保険料の減免及び徴収猶予
介護保険料及び利用料の減免など	被災者に対する保険料の減免及び徴収猶予並びに利用料の減免
後期高齢者医療保険料の減免など	被災者に対する保険料の減免及び徴収猶予

※ 主な救済の制度・概要については、「資料編」参照

5 雇用機会の確保（職業あっせん等の支援）

災害により解職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する地区別措置等の実施について、必要に応じて県及び広島労働局に対し行う。

6 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- (1) 価格及び受給動向の監視並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び物価の安定に係る協力依頼

7 観光産業への支援

観光産業は、本市の経済や市民生活を支える重要な産業の一つであるが、市内の文化財や観光名所、交通機関等の直接的な被災及び風評被害等により、長期にわたり大きな影響を受けるおそれがある。

このため、観光地としての都市イメージの早期回復を目指し、観光協会及び旅館組合等と連携して、次に示す観光産業関連の復旧情報について、市のホームページのほか、旅行代理店、観光関係団体及び報道機関等へ情報発信を行う。

- (1) 宿泊施設、観光施設の営業状況
- (2) 文化財等観光資源の公開状況、復旧状況
- (3) 交通機関の運行状況、復旧状況

第3節 激甚災害の指定

大規模な地震や台風など、著しい被害を及ぼした災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。

1 激甚災害指定手続

市長は、大規模な地震や台風などが発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を考慮の上、適用対象事業に関する査定事業費等を知事に報告する。

知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

この報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害であるか否かを判断する。

この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべきであるか否かを答申する。

2 激甚法に定める事業

激甚法の適用対象事業及び市・県の関係部局は、「激甚法の適用対象事業一覧表」のとおりである。なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

※ 「激甚法の適用対象事業一覧表」については、「資料編」参照

3 激甚災害指定基準

激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準は、「激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準」のとおりである。なお、局地的激甚災害指定基準による公共土木施設及び農地等に関するものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害の翌年から指定される。

※ 「激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準」については、「資料編」参照

(空 白)